

平成12年度 入札制度改善白書

～入札制度改善行動計画の推進状況について～

平成13年9月

入 札 等 監 理 委 員 会

目 次

はじめに

第1章 入札制度改善行動計画の推進状況について

I 競争性の促進

1 一般競争入札の拡大	1
(1) 大規模な工事に対する一般競争入札の拡大	1
(2) 地域限定型一般競争入札の本格実施	2
2 指名競争入札の改善	3
(1) 「ランダム・カット式」指名競争入札への移行	3
(2) 公募型指名競争入札の拡大	10
(3) 工事希望型指名競争入札の導入	12
(4) 指名競争入札の基準等の見直し	13
ア 指名基準の具体化及び明確化	13
イ 新規参入者の指名の促進	15
ウ 入札参加者の指名数の拡大	16
エ 指名業者名の公表	17
オ 指名選考委員会の運営の充実強化	17
カ 指名選考過程の公表	17
キ 資格制度の見直し	17
3 VE方式の試行拡大	18
4 実施目標の設定	19

II 不当な関与の排除

1 公正な入札の確保	24
(1) 公正な入札を妨げる行為の禁止	24
(2) 不良不適格業者等の排除	25
ア 競争入札参加資格の厳格化	25
イ 法令違反等への厳正な対処	26
ウ 指名停止措置の強化	26
(3) 公正な入札の確保	26
ア 低入札価格調査制度の活用	26
イ 分割発注の適正化	27
ウ 明確な入札条件の提示	27
(4) 予定価格の取扱い	28
ア 予定価格の秘密性の確保	28
イ 予定価格の事後公表の充実	28
ウ 予定価格の事前公表の試行	28
(5) 随意契約の適切な採用	29

(6) 談合情報の取扱いの適正化	30
2 積極的な情報の公開	34
(1) 入札執行の透明性の確保	34
(2) 入札結果、資格審査結果等の公表方法の改善	35
III 実効性の確保	
1 行動計画の推進体制	36
(1) 入札等監理委員会の設置	36
(2) 推進部門の設置	36
2 支庁における入札関係業務等の執行体制	37
3 「入札制度改善白書（仮称）」の公表	37
 第2章 入札等監理委員会の活動について	
1 入札等監理委員会の開催状況について	38
(1) 第1回入札等監理委員会	38
(2) 第2回入札等監理委員会	38
(3) 第3回入札等監理委員会	38
(4) 第4回入札等監理委員会	39
2 事後点検調査の実施について	39
3 建設業界との意見交換の実施について	40
4 発注機関職員との意見交換の実施について	42
5 入札手続等の改善に関する知事への意見の申出について	42
 第3章 当面の課題と取組状況について	
1 入札等監理委員会の知事への意見の申出について	43
(1) 第一次意見（平成12年10月30日）	43
(2) 第二次意見（平成13年3月1日）	43
2 入札等監理委員会合意事項（平成13年3月1日）について	49
(1) 予定価格の事前公表について	49
(2) 委託業務におけるランダム・カット式指名選考について	51
 第4章 行動計画の着実な推進について	
1 これまでの取組に対する評価と今後の推進について	52
(1) 取組全般に対する評価と今後の推進について	52
(2) 個別の取組に対する評価と今後の推進について	53
2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の施行について	54
3 公共工事の効率的な執行について	54
おわりに	55

は じ め に

平成11年10月20日、道が行う農業農村整備事業に関し、本庁農政部及び上川支庁等に対し、公正取引委員会の立入調査が行われたことを極めて重大な事態として受け止め、道は直ちに庁内に「入札手続等調査委員会」を設置し、平成10年6月策定した「入札手続等に関する改善策」（以下「改善策」という。）の浸透状況及び公共工事に係る入札手続等の業務の実態把握を行いました。

これらの調査結果は、「入札手続等調査第一次報告」（平成11年12月24日報告。以下「第一次報告」という。）及び「入札手続等調査第二次報告」（平成12年3月27日報告。以下「第二次報告」という。）として公表され、公共工事全般に関わる入札手続等の実態や課題が明らかとなりました。

こうした経緯を踏まえ、平成11年12月24日、民間から3人の顧問をメンバーに加えて、出納長をトップとする「入札制度改善委員会」を設置し、公正で透明性の高い、競争性を備えた入札制度を確立するための「入札制度等の改善方策」（平成12年3月28日策定。以下「改善方策」という。）をとりまとめ、知事に提出しました。

この改善方策を的確に推進するため、道は今後3年間にわたり行うべき改善事項を示す「入札制度改善行動計画」（平成12年4月27日決定。以下「行動計画」という。）を策定し、平成12年5月から実施しています。

行動計画の目的は、競争性の促進、不当な関与の排除及び実効性の確保を基本的な視点として、公共工事に係る入札制度を企業の経営努力や創意工夫が的確に反映される制度に改善することです。そして、入札・契約業務に携わる職員はもとより、すべての道職員の徹底した意識改革を図るとともに、関係部局が全力を挙げて改善事項に取り組むこととしています。

この行動計画に掲げる多様な入札方式を拡大していくための年次計画の進捗状況や入札手続等に関する事後点検などを通じ、改善事項の着実な推進を図るため、平成12年6月、副知事をトップに学識経験者等の第三者と行政側の幹部職員で構成された入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）が設置され、また、監理委員会の事務局として、日常的に改善措置の徹底を図るため、入札・契約手続の指導・監督を行う入札指導監察監が総務部に専任配置されています。

公共工事の発注者である道が、農業農村整備事業に関し受注調整を行い、公正取引委員会の立入調査を受けたことや、平成12年4月に、道政の重要な職務を担い、職員を指導監督する立場にある現職の建設部長が発注に関連して、収賄の容疑で逮捕されるという道政史上かつてない事態が続けて発生したことを踏まえ、道としては、事業者の理解を得ながら入札制度の抜本的な改革に全力を挙げて取り組んでいるところです。

この白書は、二度とこのような事態を繰り返すことのないよう、職員が一丸となって改善策の着実な推進に取り組むことが重要であり、これらの改善状況を取りまとめて公表することにより、道民の信頼回復に努めるとの考えから、監理委員会が行動計画に基

づく道の入札制度改善に関する取組状況を取りまとめるとともに、改善策の推進上の課題なども明らかにし、入札制度等の改善方策の基本的視点にのっとり、広く道民の御意見等をいただきながら、より良い入札制度づくりに努めていきたいとの趣旨で取りまとめたものです。

入札制度等の改善方策の基本的視点

道としては、すべての事業発注が税金を元に道民の負託によって行われることを十分認識するとともに、今後、道が行うすべての発注業務について、業者に対する不正な関与はもとより談合など違法な行為を助長するようなことは、一切行わないことを強く決意しなければならない。

また、このような決意を実効あるものにするため、発注者の恣意的判断の入り込む余地のない制度の採用、手続の客観性を高めるための積極的な情報の公開や競争性が発揮されやすい条件の整備など、入札・契約手続の透明性、公平性、競争性を高めるとともに、ルール違反に対する措置の強化など不正な行為を防止するための措置を講じる必要がある。

(備考)

第1章の「入札制度改善行動計画の推進状況について」は、行動計画に掲げている全ての項目について、平成12年度の取組状況を取りまとめたものであり、関連するデータは、平成12年度末の実績値となっています。

第2章の「入札等監理委員会の活動について」は、平成12年度における監理委員会の活動状況などを記述したものであり、第3章の「当面の課題と取組状況について」、第4章の「行動計画の着実な推進について」は、平成13年8月末時点における取組状況などをもとに記述したものです。

第1章 入札制度改善行動計画の推進状況について

I 競争性の促進

1 一般競争入札の拡大

(1) 大規模な工事に対する一般競争入札の拡大

一般競争入札の対象とする工事を漸次現行の25億円以上から5億円以上に拡大する。
(行動計画 I-1-1)

○ 制度の改正状況

公共工事に係る契約締結の方法としては、地方自治法上、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の三つの方式があり、制度上、一般競争入札が原則とされています。

これまで、道の公共工事における一般競争入札の対象は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第3条第1項に規定する国が定める額（25億円）以上のものとしていましたが、行動計画では、これを5億円以上に拡大することとしました。

このため、制限付一般競争入札実施要領（「制限付一般競争入札実施要領の制定について」平成12年5月31日付け建情第368号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）において手続を定めるとともに、対象工事を予定価格5億円以上のものとする各部の取扱いが定められました。

条件付一般競争入札（25億円以上）	制限付一般競争入札（5億円以上）
「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される工事の請負契約で、資格を定めて行う一般競争入札	地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札
<p><参加資格（制限付一般競争入札）の概要></p> <ul style="list-style-type: none">① 知事が定めた契約の種類の入札参加資格を有すること。② 入札執行日までの間、指名停止を受けていないこと。③ 建設業法に定める経営事項審査評点が一定数値以上であること。④ 建設業法第17条に規定する特定建設業者で、道内に同法第3条第1項に規定する営業所を有すること。⑤ 許可を受けてから4年以上の営業年数を有すること。⑥ 過去10年間に、同種・同規模の工事の元請としての施工実績があること。⑦ 監理技術者又は主任技術者を専任配置できること。⑧ 設計業務等の受託者と資本又は人事面で関連がないこと。	

○ 実施状況

平成12年度において、条件付・制限付一般競争入札による5億円以上の工事は7件で、その状況は次のとおりです。

表1 条件付・制限付一般競争入札の状況 (単位：千円、者)

区分	発注機関	工 事 契 約 名	予定価格	契約金額	参加者数
条 件 付	函館土現	道道北檜山大成線道路改良（帆越山トンネル）工事	4,348,449	4,231,500	10
	旭川土現	道道天人峡美瑛線道路改良（羽衣トンネル）工事	3,929,751	3,843,000	10
制 限 付	札幌土現	道道札幌夕張線道路改良（三号トンネル）工事	1,946,910	1,905,750	12
	札幌土現	石狩川流域下水道奈井江浄化センター汚泥調整棟増設工事2工区	1,259,580	1,218,000	13
	小樽土現	道道野塚婦美線道路改良（新野塚トンネル）工事	910,854	901,850	13
	旭川土現	3.3.18大雪通新神楽橋架換工事（上部工）	1,069,215	1,060,500	10
	帯広土現	十勝川流域下水道浄化センター乾燥機増設その他機械工事（国債）	799,124	777,000	3

(2) 地域限定型一般競争入札の本格実施

一般競争入札に地域要件を加味した地域限定型一般競争入札を本格的に実施する。行き過ぎた地域要件の設定は、競争性を制限することにつながるため、競争性の確保に十分配慮する。
(行動計画 I-1-(2))

○ 制度の改正状況

地域限定型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の事業所の所在地に関する要件を定めた制度で、道では、平成10年度から試行としてスタートしていますが、地域要件の設定に配慮しながら、これを本格的に実施するため、地域限定型一般競争入札実施要領（「地域限定型一般競争入札実施要領の制定について」平成12年8月10日付け建情第818号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）が定められました。

<参加資格（工事）の概要>

- ① 知事が定めた契約の種類の入札参加資格を有すること。
- ② 工事の予定価格に応じた等級に該当すること。
- ③ 入札執行日までの間、指名停止を受けていないこと。
- ④ 本店又は営業所等が一定地域内に存すること。
- ⑤ 過去10年間に、同種・同規模の工事の元請としての施工実績があること。
- ⑥ 監理技術者又は主任技術者を専任配置できること。
- ⑦ 設計業務等の受託者と資本又は人事面で関連がないこと。

○ 実施状況

平成12年度において、地域限定型一般競争入札によるものは、工事で678件、委託で49件であり、その状況は次のとおりです。

表2 地域限定型一般競争入札の入札件数

(単位：件、%、者)

区 分		農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
工 事	件 数	196	3	166	26	287	678
	落 札 率	92.44	85.73	95.29	91.08	93.88	93.67
	入札者数(最大)	29	10	18	12	26	29
	入札者数(最少)	2	8	2	3	3	2
	入札者数(平均)	12	9	7	7	10	10
委 託	件 数	31	—	1	—	17	49
	落 札 率	72.93	—	94.72	—	79.29	75.58
	入札者数(最大)	31	—	6	—	30	31
	入札者数(最少)	6	—	6	—	4	4
	入札者数(平均)	15	—	6	—	14	14

(注) 落札率は、予定価格と契約金額を対比した1件毎の割合を単純加算し、件数で割ったもの。

2 指名競争入札の改善

(1) 「ランダム・カット式」指名競争入札への移行

指名に関する恣意性を排除するため、指名選考委員会において従来より具体的で明確な指名基準に基づき一旦業者を選考し、さらに無作為な選定を行う「ランダム・カット式」指名競争入札に移行する。
(行動計画 I-2-(1))

○ 制度の改正状況

第二次報告により、「いわゆる『受注調整』が長年にわたり組織的かつ構造的に行われてきた」こと、また、「公共工事に関して外部からの働きかけがあったこと

は否定できない」ことが明らかとなったことから、指名選考における恣意性を排除し、その透明性を高めるため、指名選考過程に機械的なプロセスを加え、従来の選考方式をランダム・カット式指名選考に改めることとしました。

この方式は全国的にも例のない取組であり、各発注機関での円滑な実施のための試行期間が必要との判断から、「ランダム・カット式」指名競争入札実施方針（『ランダム・カット式』指名競争入札実施方針の策定について」平成12年5月1日付け局総第97号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）を定め、平成12年5月から7月までを試行期間とし、各発注機関で試行を行いました。

しかしながら、本格実施するに当たり、なお検討が必要との判断から、8月末まで試行期間を延長し、この間、3回にわたって実施状況の調査を行うとともに、業界や発注機関等からの意見等を集約しました。

これらの課題等を実務レベルの庁内の検討チームで検討を行い、ランダム・カット式指名選考実施要領（「ランダム・カット式指名選考実施要領の制定について」平成12年8月28日付け局総第382号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）を定め、併せて、ランダム・カットの処理の根拠を明確にするため、「指名競争入札参加者指名基準運用方針」の一部改正を行い、本格実施に移行しました（「指名競争入札参加者指名基準運用方針の一部改正について」平成12年8月28日付け局総第381号出納局長通達）。

なお、ランダム・カット式指名選考に関する概要等は次のとおりです。

ランダム・カット式指名選考の概要等

1 試行の実施状況

(1) 試行期間

5月から7月まで予定していたが、本格実施までの間、試行を継続

(2) 試行件数

建設部（建築整備室）、支庁、土木現業所、道有林管理センター及び道民の森建設事務所が5月から7月までの間に行った指名選考 2,827件中 920件を試行

(3) 主な課題等

- ・ 指名予定数の1.5倍の指名候補者の確保が困難な場合があること。
- ・ 指名予定数の1.5倍の指名候補者を確保するため、参加意欲のない者まで選定しているとの指摘があること。

2 ランダム・カット式指名選考の概要

(1) 目的

「入札制度改善行動計画」に基づき、公共工事に関して公正かつ公平な指名競争入札の執行を確保するため、指名選考の過程に人為的な要素の全く含まれない機械的な選定の手法を取り入れることにより、指名選考における恣意性を排除しようとするものである。

(2) ランダム・カット式指名選考とは

指名基準及び同運用方針に基づき、競争入札参加資格者について指名予定数を超える数まで絞り込み等を行った上、当該絞り込み等を行った結果残った者のうちから無作為に指名予定数を超える数だけ除外し、除外されずに残った者を当該指名競争入札の参加者として指名選考する方法である。

(3) 本格実施に当たっての規定の整備

指名基準運用方針の一部改正及びランダム・カット式指名選考実施要領の制定

(4) 実施時期

8月28日（基本的に関係規定の改正等の施行と同時に実施、経過規定を設定）

(5) 対象とする契約

指名競争入札（公募型、簡易公募型、工事希望型を除く。）の方法により行う農政部、水産林務部及び建設部が所管する公共事業等に係る工事の請負契約

(6) ランダム・カット式指名選考を行わない契約

指名選考委員会がランダム・カット式指名選考の方法によることが適当でない特別の事情があると認めた契約

(7) 実施方法

指名選考委員会が次の方法により実施する。

ア 指名候補者の選定（絞り込み等又は選び出し）（第一段階）

指名基準及び同運用方針に基づき、指名予定数の1.5倍の数を目途に絞り込み等を行い、又は一度に複数の同種同規模の契約について選定する場合にあっては、契約ごとに指名予定数の1.5倍の数を目途に任意に選び出す。

この場合において、指名基準及び同運用方針に基づき適切な選定を行った結果として、指名予定数の1.5倍を下回ることはやむを得ないものとする。

イ ランダム・カットの処理（第二段階）

アの絞り込み等の結果残った者又は契約ごとに選び出した者（以下「指名候補者」という。）のうちから、乱数を使用して指名予定数を超える数の者を除外し、残った者を指名競争入札の参加者として指名選考する。

(8) 指名候補者等の公表

指名候補者名及び当該指名候補者の指名選考の結果（指名されたかどうか）を公表

(9) 委託契約の取扱い

設計、測量、調査等の工事に係る業務の委託契約については、工事の請負契約における実施状況やその定着を踏まえて、実施に向けて今後検討する。

3 試行における取扱いとの相違点

(1) 多様な入札方式との混同を避け、指名選考の一手法であることを明確にするため、名称を「ランダム・カット式指名選考」に改めたこと。

(2) ランダム・カットの処理の根拠を明確にするため、指名基準運用方針に根拠規定を設けたこと。

(3) 指名選考委員会がランダム・カット式指名選考の方法によることが適当でない特別の事情があると認めた契約については、これを実施しないこと。

(4) 数を確保するための無用な指名候補者の選定を避けるため、指名基準及び同運用方針に基

づき適切な選定を行った結果として、指名候補者数が指名予定数の1.5倍を下回ることはやむを得ない旨を、また、入札執行の形骸化を招くことや建設業法などの法令に違反する行為を助長するような選定を行わない旨を実施要領において明確にしたこと。

(5) 指名候補者名及び当該指名候補者の指名選考の結果を公表すること。

<業界等からの意見とその対応>

○ 業界等からの意見

- ・ランダム・カットの処理が密室で行われるのは問題である。
- ・ランダム・カット式を行っても、事業者側の受注調整は可能である。
- ・入札のための指名は各社の技術、実績を考慮して行うものであり、ランダム・カット式で落とすなどは、工事の重要性を知らない者のやり方である。
- ・企業努力を無視する方式である。
- ・指名に対する外圧は別な方策で防ぐべきである。
- ・無作為に排除する方法は、技術と経営に優れた企業を指名する指名競争入札の趣旨を損なう。
- ・地場の事業者が排除され遠方の事業者が指名されることもあるが、その場合は地場の事業者の地域への貢献度や営業努力を無視することとなり、問題である。

○ 対応

- ・ランダム・カットの処理は指名選考委員会の委員の面前で行い、処理の経過（指名候補者名、乱数付与の状況、指名選考の有無等）を記録した上で、指名候補者名及び指名選考の結果を公表することとし、公正性、透明性を確保する。
- ・ランダム・カット式指名選考は、一義的には、道側の指名選考における恣意性を排除するための制度であるが、他の制度とあいまって事業者側の談合等不公正な入札を排除しようとするものである。
- ・企業努力が具体的にどのようなものを指すか明確ではないが、受注意欲、履行経験、履行成績等を指しているとするれば指名基準及び同運用方針に基づく指名候補者の選考の際に配慮されるべきものである。
- ・外部からの働きかけなどに基づき行う恣意的な事業者の選考を排除する方法としては、現在までのところランダム・カット式指名選考がより適切な方法であり、また、有効であると考えられる。
- ・ランダム・カットの処理を行う前段の指名候補者の選考において、指名基準及び同運用方針に基づき、指名競争入札に付す契約を履行するのに必要な基準を満たす企業を選考しているところである。
- ・指名基準及び同運用方針に基づく指名候補者数の選定の際には、履行経験や営業地域について考慮できることとなっている。また、交通網等の発達した現在においては、より広域的な視点に立った対応も求められる。

○ 実施状況

平成12年5月から7月までの試行期間における実施状況を見ると、表3のとおり、建設部建築整備室、支庁、土木現業所、道有林管理センター・道民の森建設事務所で行われた指名競争入札の総数2,827件のうち、920件（32.5%）がランダム・カット式指名選考で行われました。

表3 試行期間におけるランダム・カット処理の状況

建設部建築整備室	支 庁	土 木 現 業 所	道有林管理センター 道民の森建設事務所	合 計
339 件中 311 件(91.7%)	959 件中 383 件(39.9%)	1,400 件中 168 件(12.0%)	129 件中 58 件(45.0%)	2,827件中 720件(32.5%)

また、本格実施した平成12年8月28日から平成13年3月31日までの期間におけるランダム・カット式指名選考について実態調査を行っており、平成13年8月末にまとめた概要は次のとおりです。

(調査の概要)

1 目 的

平成12年8月末から本格実施されたランダム・カット式指名選考の実態を把握するため調査し、ランダム・カット式指名選考をより良い制度とするための資料とする。

2 調査対象

平成12年8月28日から平成13年3月31日までに実施された一般土木工事、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事及び建築工事に係る指名選考（ランダム・カット式指名選考実施要領に基づくもの）

3 調査対象機関

建設部建築整備室、支庁、土木現業所及び道有林管理センター

4 主な調査項目

- (1) ランダム・カット式指名選考の処理件数等
- (2) 業者別カット率 など

(調査の結果)

1 ランダム・カット式指名選考の処理件数等

(1) ランダム・カット式指名選考の処理件数

ア ランダム・カット式指名選考の処理件数は、表4のとおりであった。

なお、ランダム・カットによった件数2,882件のうち、指名予定数の1.5倍を下回った件数処理の割合は、315件、11.0%でした。

表4 発注機関別ランダム・カット式の処理件数

(単位：件)

区分	建設部 建築整備室(建築)	支 庁				土木現業所		道有林 管理センター (森林)	計
		農 業	水 産	森 林	建 築	土 木	建 築		
ランダム・ カット式の 処理件数	12	581	6	129	12	2,061	9	72	2,882
		728				2,070			
上記のう ち、指名予 定数の1.5 倍を下回っ た件数	8 (66.7%)	91 (15.7%)	6 (100%)	32 (24.8%)	7 (58.4%)	142 (6.9%)	2 (22.2%)	27 (37.5%)	315 (11.0%)
		136 (18.7%)				144 (7.0%)			

イ 離島における工事であること及び指名選定の絞り込みにより指名候補者が7者以下となったことなどの理由によりランダム・カット式指名選考を実施しなかった件数は、表5のとおりで、該当件数101件はランダム・カット式指名選考の対象となる工事全体の3.4%でした。

表5 ランダム・カットを実施しなかった発注件数 (単位：件)

建設部建築 整備室	支 庁	土木現業所	道有林管理 センター	計
0	25	74	2	101

2 事業者別カット率

(1) カット率の分布状況

ア 調査対象工事に係るランダム・カット式指名選考におけるカット率の分布状況全体は、表6のとおりでした。カット率の分布は、指名候補者として選定された回数が少ない事業者の分布が多くなる低カット率(0%以上10%未満)及び高カット率(90%以上100%以下)の両端が多くなっているものの、カット率の分布は、20%から60%までの範囲を中心に、全範囲に分散しています。

なお、事業者別カット率は次により算定しました。

$$\text{カット率 (\%)} = \text{ランダム・カットされた回数} \div \text{指名候補者として選定された回数} \times 100$$

表6 カット率分布状況（全体）

（単位：者）

カット率 の範囲	0～10 %未満	10～20 %未満	20～30 %未満	30～40 %未満	40～50 %未満	50～60 %未満	60～70 %未満	70～80 %未満	80～90 %未満	90～100 %以下	合計
事業者数 (比率%)	2,102 (34.6%)	284 (4.7%)	732 (12.1%)	728 (12.0%)	450 (7.4%)	767 (12.6%)	248 (4.1%)	61 (1.0%)	30 (0.5%)	666 (11.0%)	6,068 (100%)

（注）発注機関ごとに各事業者のカット率の分布をまとめた上で、これらを合計した数値である（以下、表7、表8において同じ。）。

イ 表6のうち、選定回数3回以下の事業者のカット率の分布状況は、表7のとおりでした。

表7 選定回数3回以下の事業者のカット率分布状況

（単位：者）

カット率 の範囲	0～10 %未満	10～20 %未満	20～30 %未満	30～40 %未満	40～50 %未満	50～60 %未満	60～70 %未満	70～80 %未満	80～90 %未満	90～100 %以下	合計
事業者数 (比率%)	1,845 (56.4%)	— (—)	— (—)	259 (7.9%)	— (—)	388 (11.9%)	123 (3.8%)	— (—)	— (—)	654 (20.0%)	3,269 (100%)

ウ 選定回数4回以上の事業者のカット率の分布状況は、表8のとおりでした。

表8 選定回数4回以上の事業者のカット率分布状況

（単位：者）

カット率 の範囲	0～10 %未満	10～20 %未満	20～30 %未満	30～40 %未満	40～50 %未満	50～60 %未満	60～70 %未満	70～80 %未満	80～90 %未満	90～100 %以下	合計
事業者数 (比率%)	257 (9.2%)	284 (10.1%)	732 (26.1%)	469 (16.8%)	450 (16.1%)	379 (13.5%)	125 (4.5%)	61 (2.2%)	30 (1.1%)	12 (0.4%)	2,799 (100%)

(2) 延べ事業者数及びカット率の平均値（表9）

ランダム・カット式指名選考においては、指名予定数の1.5倍の指名候補者数を

選定した上で、指名予定数になるようにランダム・カットを行うため、カット率の理論値は33.3%となるが、表4で記載のとおり、指名予定数の1.5倍を下回った割合が全体で11.0%あったため、カット率の平均値は、理論値よりも小さい29.8%でした。

表9 延べ事業者数及びカット率の平均値

(単位：者、%)

区 分	建設部建築整備室 (建築)	支 庁				土木現業所		道有林管理センター (森林)	計
		農 業	水 産	森 林	建 築	土 木	建 築		
延べ事業者数	113	2,294	92	618	114	2,440	86	311	6,068
カット率の 平均値 (%)	27.0	32.3	19.6	30.6	30.7	32.7	33.7	31.9	29.8

(2) 公募型指名競争入札の拡大

公募型指名競争入札の対象とする工事を技術的難易度の高いものに加えて、漸次3億円以上5億円未満の工事に拡大する。
(行動計画 I-2-(2))

○ 制度の改正状況

公募型指名競争入札は、あらかじめ工事概要、要件等を公表し、応募した者の中から技術的な審査を行った上で、競争入札参加者を選考して行う入札制度であり、道においては、平成6年度から実施し、平成10年の改善策において運用の拡大を行っています。

この制度は、参加希望業者が応募する時に、あらかじめ配置予定技術者を特定しなければならないこととしており、技術者数の少ない企業にとってはこのことが負担となるため、これを簡略化した簡易公募型指名競争入札実施要綱（「簡易公募型指名競争入札実施要綱の制定について」平成12年6月15日付け建情第466号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）を策定し、公募型指名競争入札の拡大を図りました。

＜簡易公募型指名競争入札の概要＞

(対象工事)

地形地質条件及び代表的工種や構造等から定まる施工上の技術的難度が比較的平易で、おおむねの数量等を示すことにより工事の全体像を示すことが可能な工事のうち、支出負担行為担当者が適当と認めたもの。

(参加要件)

- ① 知事が定めた契約の種類の入札参加資格を有し、工事の予定価格に応じた等級に該当すること。
- ② 入札執行日までの間、指名停止を受けていないこと。
- ③ 建設業法第17条に規定する特定建設業者で、道内に同法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
- ④ 許可を受けてから4年以上の営業年数を有すること。
- ⑤ 過去に同種・同規模の工事の元請としての施工実績があること。
- ⑥ 監理技術者又は主任技術者を専任配置できること。
- ⑦ 現場代理人を工事現場に専任配置できること。
- ⑧ 設計業務等の受託者と資本又は人事面で関連がないこと。

○ 実施状況

平成12年度において、公募型指名競争入札による工事は192件、簡易公募型指名競争入札による工事は567件で、その状況は次のとおりです。

表10 公募型指名競争入札の入札件数

(単位：件、%、者)

区 分		農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
公 募 型	件 数	17	—	2	11	162	192
	落 札 率	96.23	—	98.11	98.49	97.80	97.71
	入札者数(最大)	20	—	15	12	23	23
	入札者数(最少)	1	—	14	5	3	1
	入札者数(平均)	9	—	15	8	10	10
簡 易 型	件 数	144	36	14	9	364	567
	落 札 率	94.98	97.66	97.69	95.42	97.55	96.87
	入札者数(最大)	37	16	15	23	27	37
	入札者数(最少)	2	4	3	12	3	2
	入札者数(平均)	14	12	7	16	11	12

(3) 工事希望型指名競争入札の導入

受注意欲を反映するとともに技術的適性を把握するため、指名業者の選考に先立って、受注希望の確認をする工事希望型指名競争入札を導入する。

(行動計画 I-2-(3))

○ 制度の改正状況

工事希望型指名競争入札は、あらかじめ募った有資格者の中から20者程度に工事概要等を示し、応募した者の中から技術的な審査を行った上で、競争入札参加者を選考して行う入札制度であり、受注意欲を反映した指名競争を実施すべきとの改善方策の提言を踏まえ、平成12年8月から試行しています（「工事希望型指名競争入札の試行に関する取扱いについて」平成12年8月28日付け事調第1223号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）。

<工事希望型指名競争入札の概要>

(対象工事)

農政部長、水産林務部長及び建設部長がそれぞれ別に定める工事のうち、地形地質条件、施工条件等の技術的特性を勘案して、部局長が必要と認めたもの

(手順)

- ① 知事が定めた資格を有する者のうちから、希望する工事の内容、当該工事の規模、地域的特性を勘案して、技術資料の提出を求める業者を20者程度選択
- ② 発注機関において、提出された技術資料を審査し、結果を指名選考委員会に報告
- ③ 指名選考委員会において、指名対象者を選考

○ 実施状況

平成12年度の工事希望型指名競争入札による工事は、土木部門の14件でその状況は次のとおりです。

表11 工事希望型指名競争入札の入札件数 (単位：件、%、者)

区分	農政	水産	林務	建築	土木
件数	—	—	—	—	14
落札率	—	—	—	—	95.67
入札者数(最大)	—	—	—	—	14
入札者数(最少)	—	—	—	—	6
入札者数(平均)	—	—	—	—	11

(4) 指名競争入札の基準等の見直し

入札参加者の指名手続の透明性、公正性をより一層高めるため、基準等の見直しを行う。

なお、公共工事以外の入札・契約についても可能な限り、取り組むものとする。

(行動計画 I-2-(4))

ア 指名基準の具体化及び明確化 (行動計画 I-2-(4)-ア)

○ 制度の改正状況

指名競争入札により契約を締結しようとする場合においては、入札参加者の指名についての基準を定めるものとされています(北海道財務規則第160条)。

従来の「指名競争入札参加者指名基準」及び「同運用方針」は、指名競争入札に参加する者に必要な最低限の基準(共通的基準及び事業別基準)を示したものであり、指名すべき者を選定するための基準ではなかったことから、基準を満たす者のうち、誰を選定するかは各発注機関の裁量に任されていました。

改正後の指名基準では、新たに「選定基準」を定めたことから、発注機関はこれに拘束されることとなり、統一された指名選考が行われることとなります。

選定基準による指名選考が義務付けられることから、選考過程の公表とあいまって、これに沿った選定であることを説明する必要性が生じ、結果として恣意性が働きにくい選考方法となっています。

また、競争性を促進する観点から、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲において、指名実績のない者(新規参入者)を選定しなければならないこととしています(「指名競争入札参加者指名基準及び指名競争入札参加者指名基準運用方針の一部改正について」平成12年6月27日付け局総第238号出納局長通達)。

基本的基準	内 容
法的適性	契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。
技術的適性	契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者であること。
経営規模的適性	指名しようとする時点において、未履行契約高（現に履行中のものを含む。）と当該指名競争入札に係る予定契約高とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。
経営内容等	指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないこととなるおそれがないものであること。

前述の改善方策において、入札参加者の指名に当たって、発注者の恣意的判断を働きにくくするため、より具体的で明確な基準を定めるべきとの提言がなされたことを踏まえ、次のとおり6つの選定基準を定め、契約内容によって取捨選択し、適用順位を定めた上で指名選考を行うこととしました。

選定基準	内 容
受注意欲	公表された発注に関する情報等に基づき、指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲がある旨の意思表示をしている者であること。
履行経験	指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の道との契約の履行経験を有している者であること。
履行成績	指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の道との契約における履行の成績が、優秀であると認められる者であること。
営業地域	履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容により、一定地域内の者を対象として競争に付することが合理的であると認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。
機会均等	同程度の契約能力を有すると認められる同業他者が複数存在する場合で、これらの者と比較して一定期間における指名回数が少ないと認められる者であること。
個別事由	前各号に掲げるもののほか、指名競争入札に付そうとする契約の内容に応じ、個別に必要と認められる基準に該当する者であること。

イ 新規参入者の指名の促進（行動計画 I-2-(4)-イ）

○ 制度の改正状況

競争性を促進する観点から、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、指名実績のない者（新規参入者）を選定することとしました。

指名基準の改正に当たっては、過去に指名実績のない者を指名する場合の基準を明確にし、その場合、他官庁や民間の実績を考慮することとしました。

＜指名実績のない者の選定基準＞

指名競争入札に参加する者の選定に当たり、当該指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲があつて履行能力の有無の確認の結果、これを有すると認められる指名実績のない者があるときは、競争性を促進する観点から、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、当該指名実績のない者を選定しなければならない。

＜運用方針＞

「履行能力の有無の確認」とは、指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の契約の履行経験があることを証する各一般競争入札の参加資格申請等の際に提出された書面及び他官庁、民間企業等との契約書等の書面並びにこれらの契約の発注者に対する当該契約の履行状況の聞き取り等による確認をいうものとする。

また、「契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、当該指名実績のない者を選定しなければならない」とは、指名競争入札に付そうとする契約の性質又は目的に応じ、指名実績のない者の選定の適否、選定数を十分検討し、その結果、当該契約の適正な履行が確保できると判断する場合には、指名実績のない者を選定することをいうものとする。

○ 実施状況

表12 部門別の新規指名業者数（平成12年度）（単位：者）

区 分	農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
新規指名業者数	147	0	125	4	73	349

（注）農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、建築工事、一般土木工事に係る新規指名業者数。

ウ 入札参加者の指名数の拡大（行動計画 I-2-(4)ウ）

○ 制度の改正状況

競争性の促進を図るため、指名競争入札の指名数の下限をこれまでの5者から7者へ引き上げました（「北海道財務規則の一部を改正する規則」（平成12年北海道規則第231号）、「北海道財務規則の運用方針の一部改正について」（平成12年5月1日付け局総第84号総務部長、出納局長通達）。

一般土木工事、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、建築工事における工事等級区分に対応した指名業者数の目安を次のとおり改めました（「建設工事等における入札事務の取扱いについて」平成12年6月26日付け建情第540号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）。

（単位：者）

等級工事	改正後	改正前
A等級工事	15	10
B等級工事	10	7
C等級工事以下	7	5

エ 指名業者名の公表（行動計画 I-2-1(4)-エ）

○ 制度の改正状況

行動計画策定の背景として、発注者側が競争入札の意義を失わせる行為を行っていたこと、談合を助長する行為を行っていたことがあります。

指名通知後の指名業者名の公表時期については、不正行為防止の観点から検討を行うべきとの改善方策の提言を踏まえ、入札手続の透明性を高め、談合をしにくくするための対応が必要との考えのもと、指名業者名の公表時期を指名通知後から入札執行時としました（『工事及び委託業務に係る入札結果等の公表の取扱いについて』の一部改正について」平成12年5月1日付け建情第208号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）。

<参考>

指名業者名の入札前公表の実態 (単位：団体)

区分	(平成12年度調査)	(平成11年度調査)
都道府県	38 (80.9%)	41 (87.2%)
指定都市	8 (66.7%)	9 (75.0%)
市町村	1,964 (60.6%)	1,901 (58.7%)
合計	2,010 (60.9%)	1,951 (59.1%)

(注) 総務省、国土交通省調査。

オ 指名選考委員会の運営の充実強化（行動計画 I-2-1(4)-オ）

○ 制度の改正状況

指名選考委員会は、公正な指名競争入札を執行するために設置を義務付けていることから、指名選考委員会の成立要件や議決要件を3分の2以上としたことに加え、書面の回議をもって会議に代えるいわゆる持ち回り審議を行わないこととしました（『入札参加者指名選考委員会規程（準則）の制定について』の一部改正について」平成12年5月1日付け局総第90号出納局長通達）。

カ 指名選考過程の公表（行動計画 I-2-1(4)-カ）

○ 制度の改正状況

指名選考委員会における審議の透明性を図る観点から、指名選考の過程及びその理由、議決の状況等について公表することとしました（前記『入札参加者指名選考委員会規程（準則）の制定について』の一部改正について）。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）等においても同様の規定が盛り込まれています。

キ 資格制度の見直し（行動計画 I-2-1(4)-キ）

○ 制度の改正状況

道においては、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関する客観的事項及び主観的事項について審査した結果を点数化し、その総合点数に応じ配列した上で、工事の規模に対応するA～D等の等級に区分する仕組み（いわゆる「格付け」）を採用しており、各等級別に契約予定金額の基準（いわゆる「発注標準」）を設定しています。

平成10年の中央建設業審議会で、「競争性を一層高めるため、等級区分の統合、工事の技術的難易度の適正な反映方策などについて検討することが必要」との建議があったことなどを踏まえ、道の平成13年度及び平成14年度の競争入札参加資格から、等級区分の統合と等級区分に対応する予定価格の額を次のとおり改正しました（「競争入札参加資格関係事務取扱要領の一部改正について」平成12年12月21日付け局総第598号出納局長通達）。

<平成11年度及び12年度競争入札参加資格>

(単位：百万円)

種類 等級	一般 土木	農業 土木	森林 土木	水産 土木	建築	舗装	鋼橋 上部	電気	管
A	90以上	90以上	90以上	70以上	140以上	60以上	30以上	25以上	30以上
B	90未満	90未満	90未満	70未満	140未満	60未満	30未満	25未満	30未満
	60以上	60以上	40以上	45以上	60以上	35以上	20以上	7以上	8以上
C	60未満	60未満	40未満	45未満	60未満	35未満	20未満	7未満	8未満
	20以上	20以上	10以上	15以上	30以上				
D	20未満	20未満	10未満	15未満	30未満				
	9以上	9以上	5以上	7以上	7以上				
E	9未満	9未満	5未満	7未満	7未満				

<平成13年度及び14年度競争入札参加資格>

(単位：百万円)

種類 等級	一般 土木	農業 土木	森林 土木	水産 土木	建築	舗装	鋼橋 上部	電気	管
A	90以上	70以上	70以上	70以上	140以上	60以上	50以上	25以上	30以上
B	90未満	70未満	70未満	70未満	140未満	60未満	50未満	25未満	30未満
	60以上	40以上	40以上	45以上	60以上			7以上	8以上
C	60未満	40未満	40未満	45未満	60未満			7未満	8未満
	20以上	20以上	10以上	15以上	30以上				
D	20未満	20未満	10未満	15未満	30未満				

3 VE方式の試行拡大

技術力による競争を促進するため、VE方式（Value Engineering 価値工学）の試行を拡大する。（行動計画 I-3）

○ 制度の改正状況

競争入札では、原則として、価格によって落札者が決定されますが、技術競争を促進しながら、公共工事の質を高めるためには、契約の相手方の選定に際し、価格以外の技術的要素を重視することも重要であると考えられます。

このため、地方公共団体では、民間事業者において固有の技術を有する工事などを対象として、民間の技術を広く活用し、品質の確保、コスト縮減等を図るため、技術提案を受け付ける多様な入札・契約方式（VE方式）を試行的に導入しています。

一般的にVE方式には、

- ・ 工事の入札段階で施工方法などの技術提案を受け付ける「入札時VE」
- ・ 施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける「契約後VE」
- ・ 入札時に設計案等の技術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する「設計・施工一括発注VE」

の三つの方式があるといわれています。

このうち道では、平成9年度から建設部の土木部門において「契約後VE」の試行を行ってきており、行動計画ではこれを拡大することとしたことから、農政部、水産林務部においても試行の取扱いを定めています（「公募型指名競争入札における契約後VE方式の試行について」平成12年5月1日付け事調第378号農政部長、平成12年6月5日付け水林総第623号水産林務部長通達）。

○ 実施状況

平成12年度では、留萌土木現業所において簡易公募型指名競争入札で1件のVE方式での試行を行いました。結果的に事業者からの技術提案はありませんでした。

4 実施目標の設定

一般競争入札、地域限定型一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札及びVE方式を合わせて、今後3年間で全入札件数（工事）の30%まで拡大する。農政、水産、林務、建築及び土木の各部門ごとに年次計画を作成し、実行する。
(行動計画 I-4)

○入札制度改善行動計画年次計画（行動計画巻末）

農政部門

(単位：%)

行動計画の項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
一般競争入札	—	—	—
地域限定型一般競争入札	4.0	8.0	12.0
公募型指名競争入札	7.0	12.0	18.0
工事希望型指名競争入札	0	0	1.0
合計	11.0	20.0	31.0

水産部門

(単位：%)

行動計画の項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
一般競争入札	—	—	—
地域限定型一般競争入札	4.0	4.0	4.0
公募型指名競争入札	6.0	16.0	26.0
工事希望型指名競争入札	0	0	0
合計	10.0	20.0	30.0

林務部門

(単位：%)

行動計画の項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
一般競争入札	—	—	—
地域限定型一般競争入札	9.8	19.8	29.8
公募型指名競争入札	0.2	0.2	0.2
工事希望型指名競争入札	0	0	0
合計	10.0	20.0	30.0

建築部門

(単位：%)

行動計画の項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
一般競争入札	—	—	—
地域限定型一般競争入札	4.0	8.0	16.0
公募型指名競争入札	1.0	5.0	10.0
工事希望型指名競争入札	0	2.0	4.0
合計	5.0	15.0	30.0

土木部門

(単位：%)

行動計画の項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
一般競争入札	0.1	0.1	0.1
地域限定型一般競争入札	4.2	8.3	16.6
公募型指名競争入札	5.0	10.8	15.0
工事希望型指名競争入札	0.7	0.8	1.6
合計	10.0	20.0	33.3

(注1)「—」は該当する工事(5億円以上)の予定がなく、「0」は当該入札方式により実施する予定がない。

(注2)VE方式を含む。

(注3)割合は、全入札件数(工事)に対するものである。

○ 実施状況

多様な入札方式の実施状況は、各発注部門とも行動計画に掲げる12年度の目標値を上回る実績となっています。

(単位：%、件数ベース)

区 分	農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
12年度 目 標 値	11.0	10.0	10.0	5.0	10.0	
実 績 値	14.8	29.3	24.0	8.3	13.1	14.3

各発注部門別落札率の状況は、次のとおりで、平成12年度の落札率は、各発注部門とも平成11年度を下回っています。

落札率全体では、平成11年度の落札率97.92%に対して、平成12年度は96.11%と、1.81ポイント下回っています。

(単位：%、件数ベース)

区 分	農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
12年度	95.36	97.35	96.72	96.26	96.28	96.11
11年度	98.00	98.56	98.14	97.96	97.83	97.92

入札方式別落札率は、次のとおりで、指名競争入札の落札率96.21%に対して、多様な入札方式での落札率は95.49%となっています。

地域限定型一般競争入札では93.67%の落札率となっています。

(単位：%、件数ベース)

一般競争	地域限定	公 募	工事希望	小 計	指名競争	計
97.87	93.67	97.08	95.67	95.49	96.21	96.11

(注1) 一般競争とは、条件付一般競争入札及び制限付一般競争入札をいう。

(注2) 地域限定とは、地域限定型一般競争入札をいう。

(注3) 公募とは、公募型指名競争入札及び簡易公募型指名競争入札をいう。

(注4) 工事希望とは、工事希望型指名競争入札をいう。

(注5) 指名競争とは、公募型・簡易公募型・工事希望型指名競争入札以外の通常の指名競争入札をいう。

表13 平成12年度の部門別・入札方式別契約実績（工事）

（単位：件、％）

区 分	農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
条件付	(-)	(-)	(-)	(-)	(0. 0)	(0. 0)
一般競争入札	-	-	-	-	2	2
	[-]	[-]	[-]	[-]	[97. 55]	[97. 55]
制限付	(-)	(-)	(-)	(-)	(0. 1)	(0. 1)
一般競争入札	-	-	-	-	5	5
	[-]	[-]	[-]	[-]	[98. 00]	[98. 00]
地域限定型	(8. 1)	(2. 2)	(21. 9)	(4. 7)	(4. 5)	(6. 6)
一般競争入札	196	3	166	26	287	678
	[92. 44]	[85. 73]	[95. 29]	[91. 08]	[93. 88]	[93. 67]
公募型	(0. 7)	(-)	(0. 3)	(2. 0)	(2. 5)	(1. 9)
指名競争入札	17	-	2	11	162	192
	[96. 23]	[-]	[98. 11]	[98. 49]	[97. 80]	[97. 71]
簡易公募型	(6. 0)	(27. 1)	(1. 8)	(1. 6)	(5. 7)	(5. 5)
指名競争入札	144	36	14	9	364	567
	[94. 98]	[97. 66]	[97. 69]	[95. 42]	[97. 55]	[96. 87]
工事希望型	(-)	(-)	(-)	(-)	(0. 2)	(0. 1)
指名競争入札	-	-	-	-	14	14
	-	-	-	-	[95. 67]	[95. 67]
VE方式	(-)	(-)	(-)	(-)	(0. 0)	(0. 0)
	-	-	-	-	1	1
	-	-	-	-	[97. 77]	[97. 77]
小 計	(14. 8)	(29. 3)	(24. 0)	(8. 3)	(13. 1)	(14. 3)
(多様な競争	357	39	182	46	835	1, 459
入札)	[93. 65]	[96. 74]	[95. 51]	[93. 70]	[96. 31]	[95. 49]
指名競争入札	(85. 2)	(70. 7)	(76. 0)	(91. 7)	(86. 9)	(85. 7)
	2, 063	94	577	510	5, 528	8, 772
	[95. 65]	[97. 61]	[97. 11]	[96. 49]	[96. 27]	[96. 21]
計	2, 420	133	759	556	6, 363	10, 231
(競争入札)	[95. 36]	[97. 35]	[96. 72]	[96. 26]	[96. 28]	[96. 11]
随意契約	211	18	384	25	785	1, 423
合 計	2, 631	151	1, 143	581	7, 148	11, 654
(参考)平成	2, 817	149	918	558	6, 525	10, 967
11年度契約	[98. 00]	[98. 56]	[98. 14]	[97. 96]	[97. 83]	[97. 92]
件数						

(注) 平成12年4月から平成13年3月末までの契約件数で、カッコ内は競争入札全体件数に対する当該入札方式による契約件数の割合。下段の[]は落札率。

表14 平成12年度の発注機関別競争入札実績（工事）

（単位：件数 %）

発注機関		多様な入札方式		指名競争入札		計	
		件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
支 庁	石狩	20	85.43	68	90.86	88	89.63
	渡島	23	89.94	127	96.51	150	95.51
	桧山	29	97.58	99	96.83	128	97.00
	後志	23	97.63	114	97.67	137	97.66
	空知	81	91.81	331	93.56	412	93.22
	上川	59	89.99	301	92.86	360	92.39
	留萌	21	97.46	70	97.01	91	97.12
	宗谷	23	96.07	106	97.13	129	96.95
	網走	72	96.37	371	97.27	443	97.13
	胆振	23	96.88	137	96.83	160	98.83
	日高	29	96.93	99	96.69	128	96.74
	十勝	86	96.53	470	97.03	556	96.96
	釧路	31	93.01	149	97.27	180	96.54
	根室	21	97.72	84	97.38	105	97.45
		計	541	94.41	2,526	95.95	3,067
土木現業所	札幌	97	91.59	979	92.99	1,076	92.86
	小樽	56	98.04	490	96.96	546	97.07
	函館	136	96.94	647	96.67	783	96.72
	室蘭	81	97.49	660	97.48	741	97.48
	旭川	71	95.28	529	96.79	600	96.61
	留萌	49	97.41	314	97.23	363	97.26
	稚内	45	96.32	296	96.51	341	96.49
	網走	122	97.32	553	97.05	675	97.10
	帯広	104	96.04	615	96.83	719	96.72
	釧路	74	97.71	445	97.14	519	97.23
		計	835	96.31	5,528	96.27	6,363
建築整備室		46	93.70	510	96.49	556	96.26
道有林管理センター		37	94.82	208	97.00	245	96.67
合 計		1,459	95.49	8,772	96.21	10,231	96.11

（注）多様な入札方式とは、通常の指名競争入札以外（随意契約を除く。）の入札方式のものをいう。

II 不当な関与の排除

1 公正な入札の確保

(1) 公正な入札を妨げる行為の禁止

公正な入札を妨げる行為を防止するため、禁止事項を明確に定め、業者に対して不当な関与を行わないことを徹底する。これに違反した職員に対しては、厳正な処分を行う。
(行動計画 II-1(1))

○ 制度の改正状況

発注者自らが公正な入札を妨げる行為を防止するため、「公正な入札を妨げる行為の禁止について」（平成12年5月26日付け局総第149号出納局長、総務部長通達）を定め、内部における禁止行為及び外部との関係における禁止行為などについて、職員に周知徹底を図るとともに、公共工事に関係する業界団体及び入札参加資格を持つすべての企業に対しても、公正な入札を妨げる行為の禁止及び法令等の遵守について、協力を要請しています（「公共工事の適正な執行について」平成12年5月26日付け建情第341号北海道農政部長、北海道水産林務部長、北海道建設部長通達）。

公正な入札を妨げる行為の禁止について（抜粋）

（内部における禁止行為）

- ① 一定期間における業者ごとの発注目標額を設定すること。
- ② 競争によって相手方を決定すべき個々の契約について、受注させようとする業者をあらかじめ予定すること。
- ③ 特定業者の受注に関する働きかけを他の職員に行い、又は外部からの特定業者の受注に関する働きかけの事実を他の職員に示唆すること。
- ④ 特定業者に有利となるように一定の意図をもって不当な事務処理を行い、又はこれを行わせること。

（外部との関係における禁止行為）

- ① 特定業者に受注させようとする意向を外部の者に示唆すること。
- ② 入札又は見積合わせの執行前に、これらに参加を予定している業者名及び業者数を外部の者に示唆すること。
- ③ 予定価格又は予定価格の類推が可能となる積算金額等を外部の者に示唆すること。
- ④ 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を外部の者に示唆すること。

（その他の禁止行為）

不当な事務処理や他の職員に不当な働きかけを行い、又は業者に不当な関与を行うなど、その目的及び手段を問わず入札制度の意義を失わせるような行為を行うこと。

公共工事の適正な執行について（抜粋）

1 公正な入札を妨げる行為の禁止

入札談合は、典型的なカルテルで、最も不当な取引制限の一つである。また入札談合は、入札者間の公正で自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するもので、直接、競争を制限するものであり、発注者である国や地方自治体等に損害を及ぼし、ひいては納税者である国民の利益を害する行為であり、一切の談合は行わないこと。

2 法令等の遵守

(1) 独占禁止法及び建設業法等関係法令を遵守するほか、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する行為は行わないこと。

また、契約条項に従い、契約を適正に履行すること。

(2) 上記（1）に該当する行為が認められた場合は、法令に基づく処分、競争入札参加排除基準、指名停止基準に基づく措置や契約条項に従い契約解除の措置がとられること。

(参考)

(地方自治法施行令第167条の4第2項)

普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 不良不適格業者等の排除

契約の適正な履行を確保するため、不良不適格業者等を排除する。

(行動計画 II-1(2))

ア 競争入札参加資格の厳格化（行動計画 II-1(2)-ア）

○ 制度の改正状況

契約の適正な履行を図る観点から、平成13年度及び平成14年度の競争入札参加資格審査申請から、新たに納税証明書の添付を義務付けています（「競争入札参加資格関係事務取扱要領の一部改正について」平成12年12月21日付け局総第598号出納局長通達）。

イ 法令違反等への厳正な対処（行動計画 II-1(2)-イ）

○ 制度の改正状況

前述のとおり、競争入札参加資格を有する者に対し、独占禁止法及び建設業法等関係法令の遵守を周知し、これらの法令に違反する行為があった場合には、競争入札参加排除、指名停止又は契約解除などの措置を行うことを通知しています。

ウ 指名停止措置の強化（行動計画 II-1(2)-ウ）

○ 制度の改正状況

指名停止期間については、公正取引委員会の排除勧告などを踏まえ、贈賄、独占禁止法違反及び談合に関する指名停止の期間を次のように改正し、強化しています（「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の一部改正について」平成12年6月27日付け局総第239号総務部長、総合企画部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）。

停止要件	該当項目	指名停止期間		
		改正後	改正前	
贈	道職員	代表役員等	12か月以上24か月以内	4か月以上12か月以内
		一般役員等	9か月以上18か月以内	3か月以上9か月以内
		使用人	6か月以上12か月以内	2か月以上6か月以内
賄	他の公共機関職員 (道内)	代表役員等	6か月以上18か月以内	3か月以上9か月以内
		一般役員等	4か月以上12か月以内	2か月以上6か月以内
		使用人	2か月以上6か月以内	1か月以上3か月以内
	他の公共機関職員 (道外)	代表役員等	4か月以上12か月以内	2か月以上6か月以内
		一般役員等	2か月以上6か月以内	1か月以上3か月以内
独占禁止法違反	一般工事・契約 (道内)	4か月以上18か月以内	2か月以上9か月以内	
	道発注工事・契約	9か月以上18か月以内	3か月以上9か月以内	
談合(刑法談合)	一般工事・契約	4か月以上24か月以内	2か月以上12か月以内	
	道発注工事・契約	9か月以上24か月以内	3か月以上12か月以内	

(3) 公正な入札の確保

競争性を高めるため公正な入札を確保する。 (行動計画 II-1-(3))

ア 低入札価格調査制度の活用（行動計画 II-1-(3)-ア）

○ 制度の改正状況

低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力及び低い価格での落札を促進する観点から望ましい制度であり、これまで道では、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第3条第1項に規定する国が定める額25億円以上のものを対象に実施していました。

今回、一般競争入札を5億円以上の工事に拡大したことから、これに併せて低入札価格調査制度の対象工事も同様に5億円以上とし、低入札価格調査制度により基準価格を下回る価格の入札について、契約内容に適合した履行がなされない恐れがあるか否かを低入札価格審議委員会で審議することなどの取扱いを定めています（「低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて」平成12年8月21日付け建情第865号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）。

また、公正で競争性のある入札を行うためには、明確な入札条件を示す必要があることから、施工条件明示の徹底と適切な設計変更を行うことと併せて、公示用設計図書に係る質疑に対する対応者を特定するよう各発注機関に改めて周知しています（「建設工事等における入札事務の取扱いについて」平成12年6月26日付け建情第540号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）。

区分	低入札価格調査制度
制度の概要	設定した基準価格を下回った場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを調査し、履行可能な場合、その者と契約する。
対象工事	5億円以上

○ 実施状況

平成12年度では、低入札価格調査制度の対象となった5億円以上の工事は7件ありましたが、基準価格を下回った事例はありませんでした。

イ 分割発注の適正化（行動計画 II-1-(3)-イ）

○ 制度の改正状況

施工技術上若しくは施工計画上の理由がある場合や地元中小建設業者の受注機会の確保に配慮する必要がある場合など、工事を分割する場合にあっては、施工の合理性を欠くものであってはならないとの取扱いを定めています（「分割発注にあたっての留意事項について」平成12年5月22日付け建情第322号建設部長通達）。

ウ 明確な入札条件の提示（行動計画 II-1-(3)-ウ）

○ 制度の改正状況

前述の「建設工事等における入札事務の取扱いについて」に基づき、施工条件明示の徹底と適切な設計変更の実施などについて定めています。

(4) 予定価格の取扱い

公正な入札を担保するため、予定価格の取扱いは厳格に行う。

(行動計画 II-1-(4))

ア 予定価格の秘密性の確保 (行動計画 II-1-(4)-ア)

○ 制度の改正状況

工事契約の競争入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を契約の相手方とするため、予定価格は、他に漏らしてはならないものであり、予定価格調書は、作成後開札までの間、適切な方法で保管しなければならないこととされています。

しかしながら、第二次報告において指摘されているように、予定価格調書の作成に当たって決定権者以外の職員に手伝わせている実態があったほか、予定価格を設計金額と同一としているため、決定権者以外の多くの職員が、結果として予定価格を知り得る状況になっていました。

このため、予定価格調書の作成を決定権者自ら行うことを徹底するとともに、厳正な管理を行うよう、周知を行っています(「予定価格の取扱いについて」平成12年5月1日付け局総第96号出納局長通達)。

イ 予定価格の事後公表の充実 (行動計画 II-1-(4)-イ)

○ 制度の改正状況

工事及び委託業務に係る入札結果等の公表に関する取扱いを一部改正し、工事名、工事場所、入札公告日及び入札執行日時に加え、予定価格及び落札率を新たに公表することとしました(「『工事及び委託業務に係る入札結果等の公表の取扱いについて』の一部改正について」平成12年5月1日付け建情第208号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)。

ウ 予定価格の事前公表の試行 (行動計画 II-1-(4)-ウ)

○ 制度の改正状況

予定価格の事前公表については、「予定価格が目安となって競争が制限されること」、「落札価格が高止まりとなること」、「建設業者の見積努力を損なわせること」などの理由から、従前は行われていませんでしたが、平成10年の改善策では、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果も期待されることから、事前公表についても試行することとしました(「予定価格の事前公表の試行に関する取扱いについて」(平成10年11月12日付け建情第944号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)。

改善方策で、「当面、競争性を十分に確保するとともに、指名数を増やすなど条件を付した上で、継続すべきである。今後、その実施の検討に当たっては、試行の結果を十分に検証し、可否を判断すべきである。」との方向が示されたこと

を踏まえ、行動計画では「予定価格の事前公表は、効果を検証する資料が不足しているため、引き続き試行を継続する。」とし、規則上の明確な根拠を規定する必要があるとの判断から、本格的な試行を行えるよう財務規則の一部改正を行いました（「北海道財務規則の一部を改正する規則」（平成12年北海道規則第231号））。

このため、これまでの試行の取扱いを廃止し、改めて予定価格の事前公表の試行の取扱い（「予定価格の事前公表の試行に関する取扱いについて」平成12年8月31日付け建情第937号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）を定め、取り組むこととしています。

○ 実施状況

道においては、平成10年度から予定価格の事前公表の試行を行っていますが、行動計画に基づく本格的な試行は、平成12年8月末からスタートしています。

なお、平成12年度における試行の状況は次のとおりです。

表15 予定価格の事前公表の試行の状況 (単位：件、%)

		農 政		水 産		林 務		建 築		土 木		合 計	
		件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
一般競争入札	有	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	—	—	—	7	97.87	7	97.87
地域限定型 一般競争入札	有	176	92.27	3	85.73	166	95.29	14	90.63	163	94.47	522	93.84
	無	20	93.98	—	—	—	—	12	91.61	124	93.11	156	93.11
公募型 指名競争入札	有	96	93.62	36	97.66	16	97.74	4	98.65	51	97.34	203	95.69
	無	65	97.19	—	—	—	—	16	96.73	476	97.66	557	97.58
工事希望型 指名競争入札	有	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	—	—	—	14	95.67	14	95.67
指名競争入札	有	1,279	95.90	90	97.57	552	97.10	61	95.80	652	96.52	2,634	96.36
	無	784	95.25	4	98.36	25	97.42	449	96.58	4,876	96.24	6,138	96.14
合 計	有	1,551	95.35	129	97.32	734	96.70	79	95.03	866	96.19	3,359	95.93
	無	869	95.36	4	98.36	25	97.42	477	96.46	5,497	96.29	6,872	96.19

(注) 「有」は事前公表を行ったもの、「無」は事前公表を行わないもの。

(5) 随意契約の適切な採用

随意契約による場合の妥当性や業者選考の過程の透明性の確保のため、そのあり方について検討する。また、工事に係る「随意契約ガイドライン」を策定する。

(行動計画 II-1-(5))

○ 制度の改正状況

随意契約は、契約の性質又は目的から競争入札に付することが不可能あるいは不適當であったり、契約金額が少額（250万円以下）であるため、競争入札によって得られる利益よりも、それにより失われる手間その他の損失が大きくなり、不経済になる場合も想定されることから、一定の要件に該当する場合に認められています。

地方自治法施行令第167条の2に定める随意契約について、建設工事に係る「随

意契約のガイドライン」を定めています（「工事の請負契約に係る随意契約の適正な運用について」平成12年5月30日付け建情第360号建設部長通達）。

- 地方自治法施行令167条の2
 - ・ 第1項第2号
不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 - ・ 第1項第3号
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - ・ 第1項第4号
競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - ・ 第1項第5号
時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

工事の請負契約に係る随意契約の適正な運用について（抜粋）

- 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ・ 特殊工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - ・ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
- 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ・ 本工事に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - ・ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
- 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合
 - ・ 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - ・ 電気、機器設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ・ 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ・ 本體工事と密接に関連する付帯的な工事

(6) 談合情報の取扱いの適正化（行動計画 II-1-1-(6)）

公正取引委員会への通報や入札の取り止め基準などを定めた談合情報の取扱い（マニュアル）を全庁的に統一する。（行動計画 II-1-1-(6)）

○ 制度の改正状況

談合情報への対応をより客観的なものとするため、「談合情報対応手続」（「談合情報対応手続の制定について」平成12年6月21日付け局総第224号出納局長通達）を策定し、談合情報の取扱いを全庁的な統一基準で行うとともに、談合情報で対象契約が特定できるものはすべて、速やかに公正取引委員会へ通報することとしました。

また、談合情報の対応に関する事務を所掌する「公正入札調査委員会」を発注部局等に設置し、常に複数の委員により審議し、より客観性のある判断が行われるようにしています。

談合情報対応手続（抜粋）

（入札取り止め基準）

- ① 一般競争入札の参加業者名又は指名競争入札の指名業者名のすべてを、おおむね正確に指摘したと認められるもの。
- ② 予定価格又は設計積算額を、認知又は推察できる状況になる前に正確に指摘したと認められるもの。

（業者への通知事項）

- ① 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあること。
- ② 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあること。
- ③ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。

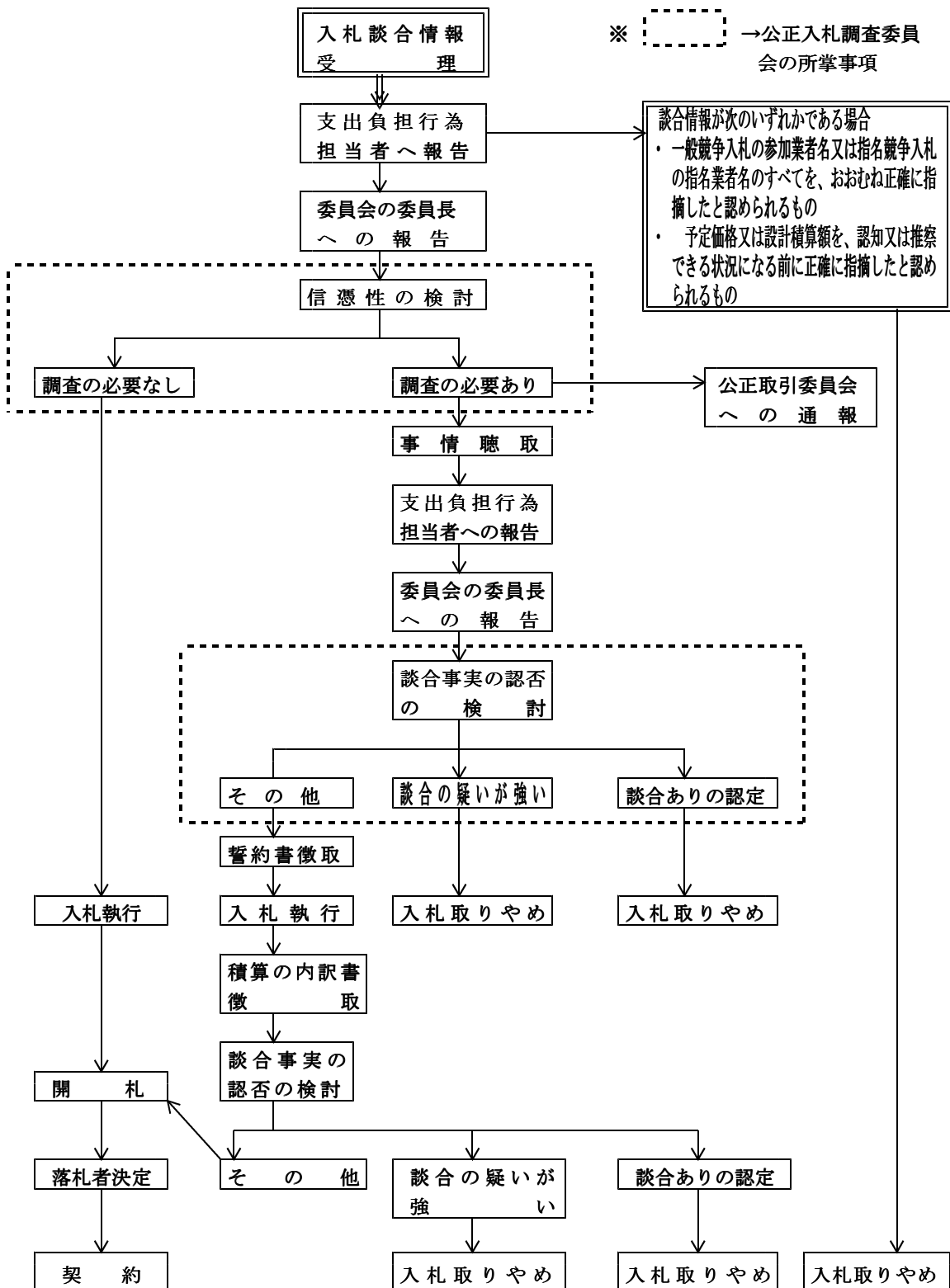
（公表）

事情聴取や委員会の審議を終えた後、談合情報対応経過記録書を、閲覧場所を定めて速やかに公表するものとする。なお、公表期間は、当該公表の日から3月間とする。

（公正入札調査委員会の所掌事項）

- ① 談合情報に対する調査の要否についての審議
- ② 談合事実の認否についての審議
- ③ 公正取引委員会への通報

<参考> 談合情報対応手続のフロー（入札執行前に談合情報を受理した場合）



○ 実施状況

平成12年度における談合情報対応手続策定後の談合情報は12機関の19契約で、その状況は次のとおりです。

情報受理日	発注機関	契約名	対応の概要
7月4日	函館土木現業所	鳥崎川広域基幹改修工事 河口調査委託	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得たが、再度の談合情報のため、全ての指名業者を変更して入札を執行。
7月18日	総務部	木質系油吸着マット購入 契約	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を求め、入札を執行。
7月26日	釧路教育局	北海道厚岸水産高等学校 潜水機材購入	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を求め、入札を執行。
8月7日	函館土木現業所	八雲厚沢部線道路事業調査 委託（山麓トンネル）	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、契約を締結。（事後情報）
8月9日	十勝支庁	大雪山国立公園ヤンベタ ップ五色岳線歩道工事（その3）	事情聴取した結果、疑わしい行為があったため、入札を中止。
8月23日	稚内土木現業所	枝幸音威子府線凍雪害防 止工事（中頓別工区）	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。 積算内訳書の一部に同様の違算があったため入札を中止。
9月6日	網走教育局	公立学校共済組合北海道 留辺蘂高等学校職員住宅 新築工事	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。 積算内訳書の一部が同額であったため入札を中止。
9月7日	道警旭川方面本部	交通信号機新設工事 （第3次）	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、契約を締結。（事後情報）
		交通信号機新設工事 （第4次）	
		交通信号機新設工事 （第5次）	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
9月27日	旭川土木現業所	江丹別川局改工事	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
2月15日	建設部建築整備室	函館市道営住宅新築工事 （日吉町A団地A-1）	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
		函館市道営住宅新築工事 （日吉町A団地A-2）	
		函館市道営住宅新築衛生 設備工事（日吉町A団地 A）	
3月13日	建設部建築整備室	高等学校教育情報化設備 整備工事（札幌市B）	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
3月21日	上川支庁	上川合同庁舎清掃業務委 託（地下1階、1階、4 階）	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
		上川合同庁舎清掃業務委 託（2階、3階）	
		南部耕地出張所清掃・庁 舎管理委託	
		中部耕地出張所清掃・庁 舎管理委託	

2 積極的な情報の公開

(1) 入札執行の透明性の確保

公共工事については、入札の日時等を公表し、入札執行を公開する。
(行動計画 II-2-1(1))

○ 制度の改正状況

公正な入札の執行と入札・契約手続の透明性を高めるため、入札の日時等を公表するとともに、入札執行を公開することとしました（「入札執行の公開に関する取扱いについて」平成12年5月1日付け局総第88号出納局長通達）。

なお、入札執行を傍聴する際の取扱いの例は次のとおりです。

(傍聴の手続)

- (1) 入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の〇〇分前までに、受付簿に氏名、住所及び電話番号を記入し、傍聴整理券を受領してください。
なお、受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。
- (2) 入札会場に入室する際には、傍聴整理券を担当者に提示し、確認を得た上で、指示に従って入室してください。
- (3) 入札会場において、写真撮影、録画、録音などを行う場合は、事前に申し出てください。

(傍聴する際の留意事項)

- (1) 入札執行中は静粛に傍聴し、発言、拍手などは行わないでください。
- (2) 入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。入札執行中に退室される方は、担当者に傍聴整理券を返還し、静かに退室してください。
- (3) 入札会場において、飲食などはしないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音などを行う方は、指示された事項を守ってください。
- (5) 入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。

(入札執行の秩序の維持)

- (1) 傍聴する際の留意事項のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。
なお、傍聴の仕方について、お分かりにならないことがあれば、担当者にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方がこの要領に定められたことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) (2)に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。

(2) 入札結果、資格審査結果等の公表方法の改善

入札結果、経営事項審査結果及び格付け結果は、行政情報センター、行政情報コーナー及びインターネットで公表する。

また、工事等の執行予定や入札公告は、インターネットでの公表を検討する。

(行動計画 II-2-2)

○ 制度の改正状況

これまで、入札の結果等は、当該発注機関において公表するのみであったため、事業者にとって利便性に欠けていた面があります。

このため、発注機関では、逐次、入札結果、経営事項審査結果及び格付けをインターネットで公表するとともに、工事等の執行予定や入札公告をインターネットで公表しています（「経営事項審査結果の公表情報の取扱いについて」平成12年5月11日付け建情第260号建設部長通達）。

○ 実施状況

平成12年度で各発注機関が閲覧室での公表しているほか、インターネットで公表している内容は、次のとおりです。

平成13年度中には、支庁や土木現業所などの各発注機関の統一的な取組みとして、入札契約総合管理システムの整備を行い、これにより全発注機関で工事情報や入札結果などをインターネットで公表を行うこととしています。

また、経営事項審査結果については、建設部建設管理室建設情報課のホームページで公表されています。

発注機関におけるインターネットによる公表の状況（平成12年度）

支庁	石狩	渡島	桧山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	網走	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
執行予定	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	—	12
入札公告	○	—	—	○	—	○	○	○	—	—	○	○	○	○	9
入札結果	○	—	—	○	—	○	○	—	○	—	—	○	○	○	8

土現	札幌	小樽	函館	室蘭	旭川	留萌	稚内	帯広	釧路	根室	合計
執行予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入札公告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入札結果	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

建築整備室	
執行予定	—
入札公告	○
入札結果	—

道有林	函館	松前	倶知安	苫小牧	浦河	岩見沢	留萌	旭川	美深	興部	北見	浦幌	厚岸	合計
執行予定	—	—	—	—	○	—	○	○	○	—	—	○	—	5
入札公告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入札結果	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

Ⅲ 実効性の確保

1 行動計画の推進体制

(1) 入札等監理委員会の設置

学識経験者等第三者の参画を得て、公共工事の入札手続等に関する点検及び改善事項の推進を図ることを目的に、入札等監理委員会を設置する。

(行動計画 Ⅲ-1-(1))

○ 実施状況

入札制度の改善状況を進行管理するため、平成12年6月6日付けで、第三者委員3名、行政側委員4名で構成する入札等監理委員会が設置されました。

【構成】

委員長 副知事 藤井 章治

副委員長 総務部長 株丹 達也

委員 北海道大学大学院経済学研究科教授 金井 一頼

委員 弁護士 伊藤 隆道

委員 北星学園女子短期大学非常勤講師 梶井 祥子

委員 総合企画部長 磯田 憲一

委員 出納局長 中谷 久司

【所掌事務】

委員会は、次の事項について調査・検討し、知事に対し、意見の申出を行う。

〈入札等監理委員会設置要綱第2〉

① 入札手続等に関する事後点検

② 入札制度改善行動計画の進捗状況の把握

(2) 推進部門の設置

行動計画に基づき、公共工事の入札制度等の改善を図るため、その推進体制を整備する。

(行動計画 Ⅲ-1-(2))

○ 実施状況

行動計画に基づく公共工事の入札制度等の改善を図るための組織として平成12年5月1日付けで、総務部に入札指導監察監が専任配置され、このもとに、行動計画の推進管理や入札手続等の指導・監察、入札等監理委員会の庶務を所掌する事務部門(参事、主幹、主査)が設置されました。

2 支庁における入札関係業務等の執行体制

支庁における公共工事に係る設計・積算部門と入札関係業務部門を分離・再編し、内部牽制機能を高めるため、総務部会計課に入札関係業務を所掌する事業管理室を設置する。所掌事務は、入札関係業務の執行及び管理並びに入札制度等の改善事項の実施及び推進管理とする。 (行動計画 III-2)

○ 実施状況

第二次報告では、入札・契約手続の事務が一つの部門に集中し、内部牽制が働かない面が指摘され、入札・契約手続における責任の明確化と内部の相互牽制機能を高めるため、支庁等における執行体制の見直しなどが求められました。

このため、支庁の公共工事に係る設計・積算部門及び事業実施部門から入札関係業務担当部門を分離し、新たに総務部会計課に入札関係業務を所掌する事業管理室(主幹、主査)が平成12年5月25日付けで設置されました。

3 「入札制度改善白書(仮称)」の公表

行動計画の進捗状況や入札手続等の点検評価結果を入札等監理委員会が毎年とりまとめ、「入札制度改善白書(仮称)」として公表する。 (行動計画 III-3)

○ 実施状況

公共工事の発注者である道は、道民の負託を受けて事業を執行している立場にあることから、入札・契約手続の透明性を高めるための積極的な情報の公開に努める必要があります。

このため、行動計画の推進状況などについて、監理委員会が毎年とりまとめて、「入札制度改善白書」として公表することとしています。

第2章 入札等監理委員会の活動について

1 入札等監理委員会の開催状況について

平成12年度では、4回の監理委員会を開催し、行動計画の進捗状況の点検及び入札手続等に関する事後点検結果や各種意見交換などを踏まえた改善事項の検討を行うとともに、入札手続等の改善に関する知事への意見の申出事項について協議するなど、公共工事の入札手続等の改善に努めてきました。

なお、各回毎の監理委員会での主な議題等は次のとおりです。

(1) 第1回入札等監理委員会（平成12年6月23日（金）10:30～14:40）

① 委員会の運営について

- 委員会の役割、会議の公開・非公開、年間スケジュールなどについて

② 報告事項

- 行動計画の策定等に係る経緯について
- 行動計画の推進状況について

③ 「ランダム・カット式」による指名選考のデモンストレーション

④ 意見交換

(2) 第2回入札等監理委員会（平成12年9月12日（火）14:00～16:50）

① 報告事項

- 行動計画の推進状況について
- 談合情報への対応について
- 事後点検調査の結果報告について

② 意見交換

- 事後点検調査結果に関し、今後の改善事項について関係部の職員を交えて意見交換

(3) 第3回入札等監理委員会（平成12年11月24日（金）9:30～12:10）

① 報告事項

- 行動計画の推進状況について
- 談合情報への対応について
- 建設業界との意見交換について
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律について

② 意見交換

- 競争入札参加資格審査制度について
- 行動計画に関する意見等に対する検討について
 - ・ 成果品の適切な評価と不良不適格業者の排除について
 - ・ 地域性と施工可能な事業者数の関係について
 - ・ 指名選考委員会の相互立会について

- ・ 予定価格の事前公表について
- ・ 共同企業体について

(4) 第4回入札等監理委員会（平成13年2月7日（水）13:30～17:30）

① 報告事項

- 行動計画の推進状況について
- 談合情報への対応について
- 入札手続等に係る事後点検に関する第一次意見の取組状況について
- 平成13年度及び14年度競争入札参加資格について

② 意見交換

- 成果品の適切な評価手法について
- 支庁と土木現業所における指名選考委員会の相互立会について
- 指名選考基準における受注意欲の確認方法について
- 共同企業体について
- 工事の種類や規模、地域性などを勘案した一定地域の範囲について
- 予定価格の事前公表について
- 委託業務におけるランダム・カット式指名選考について

2 事後点検調査の実施について

この調査は、委員が支庁や土木現業所などの発注機関に直接出向いて、入札制度改善の取組状況を聞くほか、平成12年度に発注した工事等の中から、抽出の方法により個別の入札・契約手続等に関し、事後点検を行っています。

事後点検調査の結果については、監理委員会で各委員から報告を行い、改善が必要となった事項は、知事への意見に反映しています。

(1) 調査日程等（平成12年度）

調査月日	調査対象機関	調査委員
7月27日（木）	上川支庁、旭川道有林管理センター	梶井委員、株丹副委員長
8月4日（金）	後志支庁	伊藤委員、磯田委員
8月7日（月）	小樽土木現業所	金井委員、中谷委員
8月21日（月） ～22日（火）	渡島支庁、函館土木現業所	藤井委員長、梶井委員 磯田委員
8月24日（木） ～25日（金）	釧路支庁、釧路土木現業所	伊藤委員、中谷委員
9月7日（木） ～8日（金）	網走支庁、網走土木現業所	金井委員、株丹副委員長

(2) 調査内容

- ・ 概況説明
- ・ 抽出事業の調査
- ・ 現場職員との意見交換
- ・ 工事施工状況調査

(3) 調査のポイント

- 指名競争入札における指名選考過程について
- 地域限定型一般競争入札における地域要件の設定について
- 指名実績のない者の指名について
- 受注意欲の確認方法について
- 共同企業体の指名について
- 企業評価の指名選考への反映について
- 競争性の確保と地域性について
- 多様な入札方式の拡大と監督体制について
- 予定価格の事前公表について
- VE方式について

3 建設業界との意見交換の実施について

道が取り組んでいる入札制度改善について、業界関係者と率直に話し合い、より良い制度づくりに向けて意見交換を行うため、入札指導監察監が各地区の建設業協会などへ出向いて実施しました。

なお、平成12年度における実施日程および意見の主な項目は次のとおりです。

○ 実施日程及び意見の主な項目

開催時期、場所	建設業協会出席者	意見の主な項目
(平成12年) 10月31日(火) 函館市	(社)函館建設業協会 (黒田会長他8名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ランダム・カットの運用改善 ・指名業者名の公表時期の見直し ・不良不適格業者の排除 ・企業情報の整備充実 ・地元業者の指名
11月1日(水) 帯広市	帯広建設業協会 (三木副会長他3名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ランダム・カットの運用改善 ・指名業者名の公表時期の見直し ・不良不適格業者の排除 ・予定価格の事前公表の取り止め ・技術力の評価
11月8日(水) 網走市	網走建設業協会 (西村会長他6名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ランダム・カットの運用改善 ・指名業者名の公表時期の見直し ・不良不適格業者の排除 ・予定価格の事前公表の取り止め ・指名業者数の適正化 ・最低制限価格制度の堅持
11月9日(木) 旭川市	(社)旭川建設業協会 (盛永会長他9名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ランダム・カットの運用改善 ・指名業者名の公表時期の見直し ・不良不適格業者の排除 ・適切な指名選考 ・最低制限価格の引き上げ
11月20日(月) 岩見沢市	(社)空知建設業協会 (中山会長他9名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ランダム・カットの運用改善 ・指名業者名の公表時期の見直し ・予定価格の事前公表の取り止め ・指名業者数の適正化 ・最低制限価格制度の堅持
12月18日(月) 中標津町	根室支庁管内建設業協会 (渡辺会長他7名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ランダム・カットの運用改善 ・指名業者名の公表時期の見直し ・指名業者数の適正化 ・最低制限価格の引き上げ ・原則等級による指名の徹底
(平成13年) 2月19日(月) 浦河町	日高建設協会 (幌村会長他14名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ランダム・カットの運用改善 ・受注意欲の適切な把握 ・工事情報のインターネットによる公表、図面や書式のダウンロード化 ・工事成績の適切な評価 ・等級による適正な地域の範囲

4 発注機関職員との意見交換の実施について

今後の入札制度の改善に役立てるため、多様な入札制度の導入に当たっての問題点や発注現場で課題となっている事項などについて、発注機関の職員と意見交換を実施しました。

○ 開催時期 平成12年10月30日（月）14:00～17:10

○ 出席者 入札等監理委員、発注機関職員（支庁、土木現業所等の職員8名）

○ 意見交換の主なテーマ

① 落札率と成果品の相関関係について

- ・ 多様な入札方式の拡大により、地域的に落札価格が低いものも見られるが、良質な工事とその成果品をどのように確保していくか。
- ・ 地域限定型一般競争入札や簡易公募型指名競争入札の実施にあたって、専任技術者の配置など参加資格の審査をどのように改善したらよいか。

② 入札制度における技術職員の役割について

- ・ 優良な工事を行った業者を適正に評価する方法や工事成績の優秀な業者を指名選考に反映する手法をどのように確立したらよいか。

5 入札手続等の改善に関する知事への意見の申出について

監理委員会では、入札手続等に関する事後点検や各種意見交換などの実施により、制度改善が必要とされた事項について、平成12年度では、二度にわたり知事への意見の申出を行っています。

(1) 第一次意見：平成12年10月30日（月）

- 企業情報（受注意欲、履行経験、履行成績、営業地域等）等のデータベース化とこれらの情報を全庁的に共有できるシステムの構築について

(2) 第二次意見：平成13年3月1日（木）

- ① 完成品の適切な評価について
- ② 指名基準の事業別基準の見直しについて
- ③ 工事の種類や規模などを勘案した指名選考の実施について
- ④ 共同企業体の運用基準の見直しについて
- ⑤ 指名基準における受注意欲の把握について
- ⑥ 指名選考委員会における相互立会の廃止について
- ⑦ 入札契約総合管理システムの活用について

第3章 当面の課題と取組状況について

平成12年度では、知事に対し、二度にわたり監理委員会として意見の申出を行い、入札手続等の改善に関し検討を求めています。

これらについては、行動計画を推進していく上での当面の課題と位置付け、必要な取組を求めています。

以下、当面の課題と現時点での取組状況を記述しています。

1 入札等監理委員会の知事への意見の申出について

(1) 第一次意見（平成12年10月30日）

○ 入札契約総合管理システムについて

本意見は、監理委員会が実施した事後点検調査結果を踏まえて、平成12年9月の監理委員会で、客観的で恣意性のない指名選考を行うためには、企業情報のデータベース化と道の各発注機関が必要なデータを相互に共有できるシステムを早急に検討する必要があるものとして、次のとおり第一次意見として取り上げました。

<入札契約総合管理システムについて>

各発注部局では、指名基準に基づいて、個別のデータなどを活用しながら業者選定を行っているが、企業の履行実績などについての情報が不足し、発注機関相互におけるデータの利用が行われていない状況にあることから、早急に既存のデータの精度をさらに高めるとともに、指名選考に必要な各種データの共有化について検討する必要がある。

については、指名選考の透明性、公平性の確保並びに業務執行の効率化を図る趣旨からも、今後、速やかに、各発注機関における業者情報（受注意欲、履行経験、履行成績、営業地域等）等のデータベース化を進め、これらの情報を全庁的に共有できるシステムの構築について検討を行うこと。

(取組状況)

平成13年度中に関係部が連携協力して、入札契約総合管理システムの整備を行い、企業情報等の共通データベースの構築と全庁的な共有ネットワークの整備を進めることにより、各部局の発注状況、事業者の指名状況、工事履行状況の即時の把握が可能となるなど、透明性、客観性、公平性の高い指名選考を行うことができることから、このためのシステムを構築し、平成14年度から供用開始することとしています。

(2) 第二次意見（平成13年3月1日）

入札制度改善に関する議会論議や平成12年10月から実施している各地区の建設業協会との意見交換、発注機関職員との意見交換、監理委員会での論議などを踏まえて、7項目の改善事項について提言を行っています。

① 完成品の適切な評価について

企業の技術力を適正に評価するためには、工事施行成績評定が重要であり、施工過程、工事完了・引渡時の評価を適切に行い、評価データを蓄積・整備することにより、その後の事業者の選定に反映させることが求められています。

監理委員会では、どのようにして完成品の評価を適切に行うかについての手法を検討し、目的物の品質や施工プロセスの評価を行うとともに、高い評価を得た事業者が指名に配慮されるよう、次のとおり検討を求めています。

<完成品の適切な評価について>

完成品の評価手法の見直しにあたっては、評価に係るコストを極力抑制し、工事施行成績をより客観的に評価できるよう検討を行い、技術に優れた事業者を指名選考に反映するとともに、不適格業者を排除することに役立てること。

(取組状況)

国では、平成12年度に「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資する」ことを目的とした新たな工事成績評定要領を制定し、平成13年度から実施しています。

こうした状況などを踏まえ、道でも国の新たな工事成績評定要領を参考として、平成13年度中に完成品の工事施行成績をより客観的に評価できるような手法を検討し、平成14年度から新たな評定要領に基づく完成品の評価を行うこととしています。

② 指名基準の事業別基準の見直しについて

指名基準における工事の請負契約に係る事業別基準は、工事の予定価格に対応する等級に格付けされた者の中から選定するという原則等級による指名を基本としていますが、事業別基準に定めるその施工上特殊な専門的技術や高度な技術を必要とする場合などについては、例外として、当該技術を有する上位又は下位等級に格付けされた者から選定できることとなっています。

原則等級による指名が基本であるにもかかわらず、安易に上位等級者を指名している実態が指摘されていることから、指名基準における事業別基準の見直しを次のとおり求めています。

<指名基準の事業別基準の見直しについて>

指名競争入札においては、予定価格に対応する等級に格付けされた者の中から選定するという原則等級による指名が基本であるが、例外を定めている事業別基準の見直しにあたっては、安易に上位等級者を指名することのないよう、より具体で明確な基準を設定すること。

(取組状況)

より詳細でかつ具体的な事業別基準とするためには、各発注機関における運用の実態を

把握する必要があり、さらに、平成13年度から等級区分や各等級別に契約予定金額の基準となる発注標準を改正したことから、それらとの関係も見極める必要があるとのことから、平成12年度及び平成13年度上期の運用実態を把握の上、より具体で明確な基準の設定について検討を行い、平成13年度中に指名基準の事業別基準を改正することとしています。

表16 事業別基準を適用した契約の状況（平成10年度）（単位：件、%）

区 分	農 政	水 産	林 務	建 築	土 木
契約件数（a）	2, 472	182	1, 175	351	5, 411
事業別基準適用 件数（b）	1, 539	27	909	43	3, 184
事業別基準適用 割合（b/a）	62.3	14.8	77.4	12.3	58.8

（注）農業土木、水産土木、森林土木、建築（本体工事）、一般土木の指名競争入札で契約したものを対象。

表17 事業別基準を適用した契約の状況（平成12年度）（単位：件、%）

区 分	農 政	水 産	林 務	建 築	土 木
契約件数（a）	1, 866	116	581	204	3, 635
事業別基準適用 件数（b）	658	16	296	56	2, 093
事業別基準適用 割合（b/a）	34.9	13.8	50.9	27.5	57.6

（注）農業土木、水産土木、森林土木、建築（本体工事）、一般土木の指名競争入札で契約したものを対象。

③ 工事の種類や規模などを勘案した指名選考の実施について

ランダム・カット式指名選考の本格実施に当たっては、試行結果を踏まえて、無理な業者選定は行わないよう指名候補者数が指名予定数の1.5倍を下回ることを認めています。実際の運用においては、1.5倍の数にとらわれていた面もあったことから、各発注機関で無理な業者選定を行わないためのルールづくりを次のとおり求めています。

<工事の種類や規模などを勘案した指名選考の実施について>

指名競争入札を実施する場合には、工事の種類や規模に対応した地域の事業者の実態を把握し、良質な工事の確保や経済性、工事管理・安全管理などの観点から候補者の選定を行うこととするが、指名候補者数の確保が実際上困難である場合には、指名予定数の1.5倍の範囲で選定することとし、無理な業者選定を行わないようルール化を図ること。

また、小規模工事で施工場所に近接する発注機関の管轄外の市町村に履行可能な事業者が存する場合は、指名選考の対象とするよう検討すること。

(取組状況)

工事の種類や規模に対応する業者の寡少、履行能力を有する業者の寡少その他特別な理由により、指名候補者が指名予定数の1.5倍の数を下回る場合にあっては、指名予定数の1.5倍の数を無理に確保するような選定を行わないことについて、改めて各部局長に対し、周知徹底を図っています（「ランダム・カット式指名選考の運用について」平成13年7月24日付け局総第312号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）。

また、指名候補者数のルール化に当たっては、指名選考委員会において、必要に応じ、地域の業者の実態を把握した上で、次の事項などを参考として、各発注機関が指名候補者数についての適切なルールを設けることとしています。

ランダム・カット式指名選考の運用について（抜粋）

- 特定の工事場所において当該工事場所を営業地域としている業者数が少ない場合にあっては、指名予定数の1.5倍の数を下回る数とすること。
- 特定の工事の種類や規模に対応する業者数が少ない場合にあっては、指名予定数の1.5倍の数を下回る数とすること。

④ 共同企業体（JV）の運用基準の見直しについて

中長期的に公共投資の縮減が見込まれる中、企業連携・協業化等により資金負担や危険負担の軽減、技術力の強化・相互移転、工事の確実な施工等を図ることにより、経営力・技術力の強化が求められています。

共同企業体については、受注機会の配分との誤解を招くような結成等の実態が指摘されています。

このため、共同企業体の運用基準の見直しに当たっては、これまでの関係部の異なった取扱いを統一するとともに、活用目的や構成などを明確にするよう次のとおり見直しを求めています。

<共同企業体の運用基準の見直しについて>

共同企業体については、定期監査報告において、受注機会の配分との誤解を招くような共同企業体が存在することなどの問題点が指摘されていることを踏まえ、共同企業体の運用基準の見直しにあたっては、特に経常建設共同企業体の活用の目的や構成などを明確にすること。

(取組結果)

これまでの共同企業体の運用基準を廃止して、「建設工事共同企業体運用基準について」（平成13年3月22日付け建情第2289号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）及び「建設工事共同企業体の活用方針について」（平成13年3月22日付け建情第2290号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）に基づき、共同企業体の活用方針を次のとおり決めました。

【経常建設共同企業体】

- 結成回数は、営業地域（履行可能な地域）別、資格ごとに1回とする。
（水産土木工事は、当分の間、2回まで登録することができる。）
- 結成は自主結成とし、
 - ・ 経営力・施工力の強化を図ること（＝上位等級での受注機会の確保を目指す。）。
 - ・ 事業活動や施工体制の合理化を図ること（＝業務提携等）を目的とする。
- 同一等級同士又は直近等級の組合せとし、最上位等級が構成員となるJVも認める（水産土木工事は、当分の間、個別審査において、下位等級企業に十分な施工能力があると判断される場合は、直近2等級までの組合せを認めることができる。）。
- 申請は随時申請とするが、資格の有効期間は1年度を超えないものとする。
- 活用対象工事
 - ・ 経営力・施工力の強化等を目指すJVで、構成員の上位格付者の等級よりも上位に格付けされたもの
〔 工事希望型指名競争入札、簡易公募型指名競争入札、地域限定型一般競争入札、通常の指名競争入札（ただし、原則等級指名による工事に限る。）で活用する。〕
 - ・ 事業活動や施工体制の合理化等を目指すJVで、構成員の上位格付者の等級と同等に格付けされたもの
〔 公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札、簡易公募型指名競争入札、地域限定型一般競争入札で活用する（通常の指名競争入札では活用しない。）〕

【特定建設工事共同企業体】

- 原則として、条件付一般競争入札、制限付一般競争入札及び概ね3億円以上の公募型指名競争入札において活用する。
- 競争入札の公告等で定められた時期に申請することを原則とする。
- 最上位等級同士又は最上位等級及び第2位等級の組合せとする。

⑤ 指名基準における受注意欲の把握について

指名基準では、「受注意欲」「履行経験」「履行成績」など6つの選定基準に基づいて、指名選考においては、これらの項目を取捨選択し、適用順位を定めることとしています。

受注意欲については、公表された発注に関する情報等に基づいて、指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲がある旨の意思表示をしている者であることとされており、入札参加希望の申出を受け付ける「申出方式」により実施している発注機関もあります。

事業者の意向を完全に把握することは困難な面もありますが、受注意欲を反映した事業者の選考が望ましいことから、客観的に把握できる手法の確立に向けた検討を次のとおり求めています。

<指名基準における受注意欲の把握について>

事業者の受注意欲を踏まえて指名選考を行うことは、競争性の向上や良質な完成品の確保につながることから、受注意欲を活用する場合にあっては、手続の簡素化などに配慮しながら、効率的かつ効果的に事業者の意向を把握できる手法を検討すること。

(取組状況)

受注意欲については、発注機関によって、工事情報に基づき、事業者が指名を受けたい個々の工事を特定して、「申出書」として提出し、指名選考に反映している事例もありますが、事業者の意向をどのようにしてより客観的な手法で適切に把握したらよいか、平成13年度中に、各発注機関が意向把握の手法について検討を行うこととしています。

⑥ 指名選考委員会における相互立会の廃止について

この制度は、平成10年の改善策において、指名選考委員会の公正性、信頼性及び透明性を一層高めるため、支庁及び土木現業所のそれぞれの指名選考委員会に相互の機関から適宜立ち会いすることとしたものです。

その後、平成12年4月に行動計画が策定され、指名基準の改正をはじめ、ランダム・カット式指名選考の実施、指名選考過程の公表など、相互立会の期待する効果以上の取組が実施され、指名選考の透明性、公正性の確保のための条件が整備され、その目的は達したとの判断から、次のとおり制度の廃止を求めています。

<指名選考委員会における相互立会の廃止について>

指名選考委員会の透明性などを高めるため、支庁及び土木現業所の指名選考委員会に相互の機関から立会することとしたものであるが、入札制度改善行動計画の実施等に伴い、使命を終えたものと考えられることから、相互立会を廃止すること。

(取組結果)

本意見を踏まえ、平成13年3月29日付けで、「支庁及び土木現業所の入札参加者指名

選考委員会における入札手続等に関する取扱いについて（通達）」（平成10年7月10日付け建情第500号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）が廃止されました。

⑦ 入札契約総合管理システムの活用について

本システムの活用については、業務の効率化はもとより、このシステムの整備が事業者にとっても利便性が図られるような仕組みを検討する必要があることから、次のとおり検討を求めています。

<入札契約総合管理システムの活用について>

入札契約に係るデータ等を総合的に管理するシステムを平成13年度に整備し、14年度から運用することとしているが、このシステムの構築にあたっては、入札参加資格者及び格付け等の情報をインターネットにより公表するなど、事業者にとっても利便性が図られるよう十分検討すること。

（取組状況）

平成13年度において、入札契約総合管理システム整備のための予算が措置され、企業情報等の共通データベース構築に向けてシステム仕様設計をはじめ、プログラム開発及びシステム整備・機器整備を行い、平成14年4月からシステムが稼働する予定です。

さらに、情報公開を促進するため、工事予定情報、入札公告、入札結果、入札参加資格者及び格付け、事業者ごとの年間受注額を公表するシステムをつくるほか、入札契約に係る申請届出様式のダウンロードが可能なシステムをつくることとしており、事業者に対する情報提供をより一層促進し、利便性の向上を図ることとしています。

2 入札等監理委員会合意事項（平成13年3月1日）について

平成12年度から引き続いて13年度に検討が必要な課題として、現在、試行を行っている予定価格の事前公表と、工事に係る調査や設計などの委託業務におけるランダム・カット式指名選考の2項目を監理委員会の合意事項として取り上げ、いずれも13年度中にその取扱いについての方針をまとめることとしています。

(1) 予定価格の事前公表について

予定価格の事前公表については、平成10年の改善策において「予定価格の事前公表について、試行することとし、競争性と透明性の確保や予定価格の上限拘束性など、その影響を検証しながら、本格実施に向け、検討を進める。」としてスタートしたものです。

平成12年3月の改善方策では、予定価格の事前公表は、不正な行為を防止する上で大きな効果が期待できる一方、落札価格が高止まりとなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることなど、競争入札制度の本質にかかわる問題が指摘されているとし、その実施の検討に当たっては、「試行の結果を十分に検証し、可否を判断すべきである。」とし、行動計画では、「予定価格の

事前公表は、効果を検証する資料が不足しているため、引き続き試行を継続する。」こととしています。

平成13年2月の監理委員会では、事前公表のデメリットとして指摘されている「落札価格が高止まりとなること」について、各発注機関における落札率のデータをもとに、平成12年末での試行状況を検証しており、事前公表をしたことによって落札率が高止まっているという状況にはなく、また事前公表した場合の平均落札率の方が若干低い結果となっています。

これだけのデータで、事前公表を実施するか否かの結論を出すことは困難であるとの判断から、試行をさらに継続することとし、平成13年度中に実施の是非について改めて議論し、結論を得ることとし、次のとおり検討を求めています。

<予定価格の事前公表について>

予定価格の事前公表については、行動計画に基づき平成12年8月に試行の取扱いを定めて実施しているところであるが、不正な行為を防止する上で大きな効果が期待できる一方、「落札価格が高止まりとなる」「建設業者の見積努力を損なわせる」などのデメリットも指摘されていることから、特に、落札価格の高止まりについての検証を行うため、各発注機関の落札率の状況を調査した。

結果については、事前公表を行ったものを行わなかったものの落札率や、契約別の落札率の推移を見ても高止まりの傾向にあるとは言えない状況にあった。

このため、現時点では、事前公表を実施するか否かの結論を出すことが困難であると判断し、なお試行を継続することとしたものであるが、平成13年度中を目途に実施の是非について改めて論議を行い、一定の結論を出すこととした。

なお、試行にあたっては、試行結果の検証が適切に行えるよう、試行の実施割合について十分検討すること。

また、これまで予定価格は設計金額と同一のものとして取扱い事前公表しているこれまでと同様同一のものとして取り扱うのか、設計金額とするのか、本来の予定価格のあり方と併せ検討すること。

(取組状況)

行動計画に基づく予定価格の事前公表の実施に当たっては、平成12年8月末から発注部門ごとに実施割合を定めて本格的な試行に取り組んだことから、検証のためのデータが十分ではなかったことを踏まえ、平成13年度においては、試行結果の検証をより適切に行うため、農政及び土木を除く水産、林務、建築における試行の実施割合の見直しを行っています。

表18 平均落札率

(単位：%)

区分	地域限定型	公募型	指名競争	合計
事前公表	92.99	93.75	96.10	95.53
非事前公表	93.58	97.39	96.27	96.29

(注) 平成12年4月から平成12年12月までに契約した工事を対象。

<参考>

予定価格の事前公表の実施状況 (単位：団体)

区分	(平成12年度調査)	(平成11年度調査)
都道府県	20 (42.6%)	7 (14.9%)
指定都市	9 (75.0%)	5 (41.7%)
市町村	265 (8.2%)	61 (1.9%)
合計	294 (8.9%)	73 (2.2%)

(注) 総務省、国土交通省調査

(2) 委託業務におけるランダム・カット式指名選考について

委託業務におけるランダム・カット式指名選考については、平成12年8月25日の政策会議において、「設計、測量、調査等の工事に係る委託契約については、工事の請負契約における実施状況やその定着状況を踏まえて、実施に向けて今後検討する。」との方針が決定されています。

工事に係る委託業務は、工種も多岐にわたるとともに、業務内容も用地測量や設計環境影響調査、生態系調査、地質調査、技術資料作成など様々な種類があり、さらには工事と異なり、経営事項審査や等級区分がなく、委託業務成績の評価も行われていないなど、企業情報に関するデータが十分とは言えないことから、次のとおり検討を求めています。

<委託業務におけるランダム・カット式指名選考について>

委託業務については、工事業者とは異なり、委託業者が一部の地域に偏在することや、事業者が必ずしも多くはないこと、また、工事業者の経営事項審査に対応した委託業者の経営や技術等の評価が整備されていないことなどの実態があることから、事業者の履行能力に関する客観的なデータの把握を行い、適正な指名選考が行える基準づくりなどが必要となっている。

このため、様々な分野の委託業務のうち、業務内容等を勘案しながら、ランダム・カット式指名選考の導入が可能な業務について、試行の取組が行えるよう、基準づくりなどについて検討すること。

(取組状況)

平成13年度中に、工事に係るランダム・カット式指名選考の実施状況や定着状況について調査を行うとともに、委託契約の業務の種類、発注状況、事業者数などの実態を把握し、どのように試行を行うか検討することとしているほか、工事と同様に本年度中に委託業務の成績評定要領を新たに策定することとしています。

第4章 行動計画の着実な推進について

1 これまでの取組に対する評価と今後の推進について

(1) 取組全般に対する評価と今後の推進について

平成12年度における行動計画の推進状況については、第1章に記述しているとおり、行動計画に関連する通達、要領等制度の改正に係る措置はほとんど終えており、行動計画の目標に掲げている公募型など通常の指名競争入札以外の多様な入札方式の実績でも、全体の目標値を概ね10%としたのに対し、14.3%となっています。

これらについては、行動計画の目標に向かって関係職員が一丸となって努力した結果であると評価しています。

この1年間の活動を振り返ると、4回の監理委員会開催のほか、支庁や土木現業所、道有林管理センターに対する事後点検調査や各地区の建設業界との意見交換、発注機関の職員との意見交換など、行動計画の改善状況等についての点検や改善のための取組を行ってきました。

この間、二度にわたり入札手続等の改善に関し、知事へ意見の申出を行いました。

これらの意見の背景や取組状況は、第3章に詳しく記述していますが、昨年10月30日の第一次意見では、指名選考に必要な企業情報を支庁や土現などで共有できるシステムの構築を提言しましたが、これについては、平成13年度の当初予算でシステム開発等の関連経費が措置され、14年度からシステムが運用開始される予定になっています。

本年3月1日の第二次意見では、議会論議や関係業界、職員等との意見交換から提起のあった課題を検討し、完成品の適切な評価や工事の種類や規模などを勘案した指名選考、受注意欲の把握といった7項目の改善事項について提言を行い、既に見直し等を行っている項目もありますが、その内容については知事から関係部に検討を指示され、現在、必要な取組が進められています。

行動計画がスタートしてから2年目の平成13年度では、ランダム・カット式指名選考の運用面の改善や試行を継続している予定価格の事前公表の是非、さらには、委託業務のランダム・カット式指名選考の実施に向けた検討など、対応が必要な課題も残っています。

本年7月から実施している事後点検調査では、平成12年度に取り組みされた制度改正の具体的な実施状況や、新たに生じた課題の把握に努め、行動計画の目的の通りより良い制度の確立に向け、必要な措置を講じていきたいと考えています。

行動計画策定後、入札契約適正化法や「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」（平成12年法律第130号）の制定、「官製談合防止法案（仮称）」の検討など、国においても、公共工事の入札契約の適正化等を図るための措置を講じるなど、積極的な取組が進められています。

このようなことから、今後とも行動計画に基づいて各種の改善事項を着実に推進するとともに、行動計画を推進する上で改善等が必要となった事項について、国の方針などを踏まえ、適切に対応していく必要があります。

(2) 個別の取組に対する評価と今後の推進について

① 適切な入札方式の選定について

行動計画では、透明性、競争性の高い入札方式の導入を行うこととし、地域限定型一般競争入札や公募型指名競争入札など企業の参加意欲をより反映できる多様な入札方式を3年間で30パーセントまで拡大することとしています。

今後は、計画の目標に沿って多様な入札方式を進めていく中で、各発注機関において、工事の規模や内容などを勘案して、より適切な入札方式を選定できるよう、入札方式選定に当たっての基本的な考え方を定めるなど、事務処理の効率化も図っていく必要があります。

② ランダム・カット式指名選考について

ランダム・カット式指名選考は、指名候補者の選考の過程に機械的な選定手法を取り入れることにより、恣意性を排除することとしており、指名基準の適切な運用による客観的な指名候補者の選定と、ランダム・カット式の採用により、公正かつ公平な指名選考に効果があるものと考えています。

一方、結果として特定の事業者が連続して除外される場合もあるなど、指名回数に一定の差が生じる実態が明らかとなっていますので、今後、指名機会の均等という観点から、適切な対応を検討していく必要があります。

③ 多様な入札方式の拡大について

事業者の技術力、受注意欲を反映して指名を行うことは事業者、発注者の双方にとって望ましいことから、公募型指名競争入札を計画に沿って拡大していくことのほか、現在、試行を行っている公募型指名競争入札における契約後VE方式や、工事希望型指名競争入札の活用などにより品質の確保やコスト縮減等を図るとともに、技術力による競争を促進するための多様な入札方式の拡大を行っていく必要があります。

④ 入札契約総合管理システムについて

入札契約総合管理システムは、客観的で恣意性の入らない指名選考を行うため、企業情報のデータベース化を図り、これを全庁的に共有できるシステムであり、各発注機関が共通の情報に基づき、他の官庁での同種工事の履行実績や履行成績の把握が可能となるなど、新規参入の促進や不良不適格業者の排除などに大きな効果が期待されます。

このシステムが有効かつ効果的に活用されていくためには、支庁や土木現業所などの発注機関が共通認識のもと、常に連携を図りながら運用していくことが重要であり、企業情報などのデータの更新について迅速かつ適切な事務処理を行っていく必要があります。

2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の施行について

入札契約適正化法及び同法施行令（平成13年政令第34号）が、平成13年4月1日から施行されています。

この法律等により、全ての発注者に対し、①毎年度の発注見通しの公表、②入札・契約に係る情報の公表、③施工体制の適正化、④不正行為に対する措置などが義務付けられているほか、各発注者が取り組むべきガイドラインとして、①第三者機関によるチェック、②苦情処理の方策、③入札・契約の方法の改善（一般競争・指名競争の適切な実施）、④工事の施工状況の評価、⑤その他（不良不適格業者の排除など）が定められています。

特に、施工体制の適正化に関しては、不良不適格業者排除の観点から、一括下請いわゆる丸投げが全面禁止され、併せて施工体制台帳の提出が義務付けられることなどにより、発注者責任として、施工体制の点検要領等に基づくチェック体制を強化する必要があります。

このため、発注部門と建設業法を所管している部門との連携をより密接にするとともに、行動計画では、発注三部（農政部・水産林務部・建設部）の公共工事（委託業務を含む。）のみを対象としていることから、今後、全庁的な観点から法律等をより適切に運用するための組織機構のあり方や、施工体制の適正化をより一層確保するための事務執行体制の強化を図る必要があります。

また、入札・契約手続の指導監察部門のあり方や入札契約適正化法に基づく第三者委員会の設置など、支庁制度改革等の動向も見極めながら、行動計画が終了する平成15年度以降の組織機構のあり方などについて、検討を行う必要があります。

3 公共工事の効率的な執行について

今後、行動計画の年次目標に沿って公募型などの多様な入札方式が拡大することや、新たな工事成績評価に基づく完成品の適正な評価への対応、入札契約適正化法に基づく施工体制の適正化の確保など、発注部門では技術審査や監督・検査などの業務の増加が見込まれることから、事務手続の簡素化などにより、事務量を抑制する工夫がなお一層求められています。

このため、平成13年度中に整備する入札契約総合管理システムの効果的な活用に努めるとともに、ITの活用による電子入札導入等も視野に入れながら、民間との役割分担を進め、民間の能力や技術などの活用を一層図るなど、コストの低減を図りつつ公共工事を効率的に執行するための仕組みづくりに取り組む必要があります。

お わ り に

今回の道の入札制度改革は、組織的構造的に行われた不適正な行為を二度と繰り返さないとの決意のもとに進められていますが、何より大切なことは、制度を運用する職員一人ひとりの徹底した意識改革であり、入札制度等の改善方策の基本的視点にも触れられているとおおり、すべての事業発注が税金をもとに道民の負託によって行われていることを常に念頭において、公共工事の執行に努めることが必要です。

併せて、公共工事等の発注の成果品が適正な水準以上の品質であることを確保するとともに、道民の生活・経済にとって所期の効果を挙げるよう十分配慮する必要があります。

行動計画の目指す企業の経営努力や創意工夫が的確に反映される入札制度を確立するためには、受注意欲や技術力を反映した多様な入札方式の拡大や優れた技術力・能力を反映した成績評定の活用等により、適正な企業評価に努めることなどを着実に推進していく必要があると考えています。

建設業界においても、国や地方公共団体の厳しい財政事情などから、公共投資の縮減が見込まれるなど、極めて厳しい経営環境が続くものと考えられますが、今回の入札制度改革の経緯や目的を御理解いただき、良質な社会資本の提供や地域の発展に貢献する産業への展開など、自助努力による構造改革をより一層期待するものです。

今後とも、情勢変化なども踏まえながら各種意見をはじめ入札発注に係る課題や問題点等については、監理委員会で活発な議論に努めることとし、より良い制度づくりに向けて一層努力したいと考えています。